

<論 説>

激動する欧州連合 (EU) の政策課題を考える

—世界・EC・EU・市場・通貨・憲法・政策構造を考える—

清 水 嘉 治

- I. いま欧州連合 (EU) が問われているもの
- (1) 激動する世界経済の中で考える
—人権を重視する世界経済を—
 - (2) いま EU で何が問題か—EU 憲法条約問題とは何か—
 - (3) フランス、オランダの憲法条約批准「ノン」の意味
 - (4) 21 世紀トルコの加盟問題をどう考えるか
—平和・民主主義・人権そして法の支配とは—
- II. EU の主要政策史の構造—1960 年代から 80 年代にかけて—
- (1) わたくしにとっての初期の EC・EU 研究とは
 - (2) 1960 年代の EC の主要経済政策の課題
 - a ローマ条約と欧州経済共同体 (EEC) の経済政策とは何であったか
 - b 共通農業政策の難問
 - c 共通通貨政策の課題
 - (3) 1980 年代の拡大 EC の問題を考える
 - a 市場圏拡大の構図の流れ
 - b 1980 年代スペイン、ポルトガル加盟の意味を再考する
- III. 1990 年代～2000 年代の EU の経済政策と市民権・ユーロ・景気動向を考える
- (1) 改めて 90 年代の EU 政策としてのマーストリヒト条約の主要原理を問う
 - (2) マーストリヒト条約と EU 市民権
 - (3) EU の地域格差是正政策の論理
—05 年 EU 予算の構造を含めて考える—
 - (4) ユーロ導入と景気変動の問題
 - a EU 通貨統合の理論的前提
 - b ユーロ導入後の欧州の安定とは
 - c EU 中のドイツの主要課題—05 年 11 月の大連立の政策とは—
- V. こんごの課題を克服するために
—EU と「近隣諸国政策」と将来課題—

参考文献

1 いま欧州連合 (EU) が問われているもの

(1) 激動する世界経済の中で考える

—人権を重視する世界経済を—

21 世紀の世界経済の課題は、一方で米国、EU、日本などの強大な経済力をもった国々と他方

で、従来、発展途上国といわれた中国、韓国、インド、ブラジルなどの諸国の着実な経済力の発展をどのように位置づけたらよいかにある。こうした先進諸国と中進途上発展諸国は、生産力と情報技術 (IT) の発展を武器に、相互に世界市場をめぐって激しい競争を展開している。1980年代以降今日までの世界は、資本、商品、サービス、技術、労働力の国境を越えた移動が活発化している。その中心の担い手は多国籍企業、多国籍金融資本であり、まさにグローバル化の資本的普遍化であり、この中で、さまざまな支配と従属関係、資本間の競争、協調、対立、そして対抗関係を表面化させている。

多国籍企業は、国家間の貿易を増大させるだけでなく、直接投資を増大させている。世界の貿易額をみると、1990年時点で3兆500億ドルが2000年時には6兆ドルへ、05年には7兆ドルへと上昇している。貿易額の上昇の中で、2000年以降、中国が、米国、EU、日本と対等な力量を発揮するようになった。ちなみに05年末の中国の貿易黒字額は04年の3倍で12兆円台に達した。同年の日本の貿易黒字額を上回った。中国の地域別貿易の上位は①EU、②米国、③日本の順である。一般に先進国の多国籍企業の海外直接投資をみると、進出先で、工場を作り、現地で生産物を販売するだけでなく、他国に輸出する。この過程を通じて企業の利益率を増大させるのが多国籍企業の目的である。今日、先進国の多国籍企業は、約4万5000社以上あるといわれる。その生産額をみると世界の各国の国民総生産額 (GNP) の合計の約4分の1に相当する5.8兆ドルといわれる。それは、EU合計のGNPに匹敵する。多国籍企業は、商品、資本、資源、サービス、労働力、技術の国際移動を通して巨大化する。それは、多国籍金融資本による本国以外での資金増大、とくにユーロマネーとしてその一部が毎日数兆ドルの規模で動き、巨大証券市場で、投資ファンドを形成し、「マネーがマネーを生む」構造を作り上げている。それは企業合併・買収 (M&A) の資金の武器を形成している。

経済のグローバル化は、各国の産業政策を変化させ、国民国家の規制力を弱体化し、グローバル・スタンダードを定着させている。

グローバル化は企業の生産力の増大、雇用機会の増大、商品価格の低廉化、賃金の相対的上昇、消費機会の増大、競争力の強化などをもたらすが、同時に、現地の中小企業の弱体化、構造的失業の発生、環境破壊、所得格差の拡大、貧困層の増大をもたらしている。

ここで敢えて貧困層の増大について立入ってみる。OECDの貧困線以下の家計調査 (2004年) によれば、国民の平均収入の50%以下の家庭が増大している。例えば年平均収入500万円の場合、250万円 (年間) の家計は、アメリカ20%、日本14%、フランス7.5%、ドイツ7.6%、イタリア6.5%、イギリス14.6%となっている。一方世界の所得は、1981年から2000年の20年間に12兆ドルから32兆ドルへと約3倍も増加したが、途上国などの人口増で1人当りのGDPは約2倍弱に増えたにとどまる。先進国の1人当りGDPはこの20年間に2.8倍増大した (1981年9,797ドルが2000年に26,838ドルへと)。ところが途上国では1.3倍の増加にすぎなかった (1981年1003ドルが2000年に1342ドルへと)。最も開発の遅れた国 (LDC) は、1981年218ドルが2000年

には 281 ドルで、この 20 年間にわずか 63 ドルの増加だ。アフリカのサハラ以南では、550 ドルから 334 ドルへと低下したことだ。これには人口増加、早ばつや虫害などの気象条件の悪化、さらに HIV・エイズによる死者の増加、援助不足などによるといわれる。途上国では、中国の伸びが先進国なみに増加した。インド、ブラジルなどの人口大国も一人当たり GDP は、2 倍弱に伸びた (UNCTAD, *Handbook of International Trade and Development Statistics*, 1984, 2002.)。世界経済における所得格差は、依然として存在しているが、新しい動きもあることに注目したい。EU でも、中・東欧 5 カ国、地中海 2 カ国バルト 3 カ国などの加盟によってこんごの経済発展が注目されている。また EU は、この 10 年間、アイルランド、フィンランド、スペイン、ポルトガル、スウェーデンなどの「成長」が注目された。

2005 年 10 月 12 日、国連人口基金 (UNFPA) は、『世界人口白書』を公表した。世界人口は 2004 年に 64 億 6470 万人で、2050 年には 90 億人を超えると予測した。わたくしが以前、調査したところ 60 年代以降、10 年余で、10 億人ずつ増加し、50 年時の 25 億人が 32 年後の 87 年には 2 倍の 50 億人、05 年に 64 億 6 千万人、2015 年には 70 億人と予測され、2050 年 90 億人、2070 年 100 億人と予想され、それ以降止まるだろうといわれている。先進国では、逆に減少し、途上国では増加する傾向を予測している。EU も同じ傾向を共有している。また戻って、前述の公表された『世界人口白書』をみると、人口増加率の高い後発発展途上国 (最貧困) は依然として低所得状態にある。本書はこれらの国の貧困削減のために「ジェンダー (社会的文化的性別) の不平等」を克服し、貧困の被害が集中する女性への投資の必要性を強調している。

国連の『世界人口白書』の主張は、1964 年のカイロでの国際人口開発会議以降、「人口」から「人権」に政策転換をした。05 年の白書も「平等の約束」をタイトルとし、女性の教育や子どもを産む産まないの権利の保障も含めた「リプロダクティブ・ヘルス (性と生殖に関する健康)」への投資と、「ジェンダーの公正」を重要テーマにした。この指摘は正しい。妊産婦死亡の 99% は途上国で見られ、貧困や女性差別が密接に関係している。前に触れたサハラ以南のアフリカでは 16 人に 1 人が妊娠合併症で死亡していると推計され、同地域では中等教育を終了する女性はなんとわずか 30% 以下である。

女子教育への投資は重要であり、EU も真正面から向きあって協力している。EU も、こうした世界の動きの中で EU の貧困対策を位置づけなければならない。世界経済の中の EU なのである。EU も世界経済の難問を共有して前進しなければならない。

世界経済の課題は、一方でのグローバル化の欠点を見抜き、他方で、その対策を重層的に立て、実行していくことにある。21 世紀に入って EU はもちろんであるが、アメリカも、ロシア、中国、日本も、支持した 2000 年 9 月 6 日～3 日間、国連本部で開催されたミレニアム・サミット (Millennium Summit) での「宣言」を注目すべきであろう。その宣言は、全 8 章からなり、全会一致で採択された。グローバリゼーションの矛盾を調整し、加盟国が「世界的統治システム」(グローバル・ガバナンス) を設立していくというものであった。「恐怖からの自由、欠乏から

の自由, 持続可能な未来, 国連の再生」など4分野で行動目標を示し, 行動していくというものであった。それは21世紀の世界経済が共有していく課題でもあった。開発目標をみると, 自由, 平等, 連帯, 寛容, 自然の尊重, 責任の共有にある。こうした指標を目的として共有するために栄養・保健・教育など人間開発を強力に推進すること, 2015年までに, ①貧困と飢餓を半減させる, ②初等中等教育で男女の格差をなくす, ③幼児死亡率を3分の2減らす, ④妊産婦の死亡率を4分の3減らす, ⑤HIV・エイズなど感染症の蔓延を減らす, ⑥持続可能な環境の確保などの具体的目標を立てて実行を迫った。このことは評価できる。だが政府と民間企業の協力のあり方, 政府と市民との協力のあり方を各政府に明示して実行を監視していくべきではないか。この宣言後, 01年9月11日のニューヨークテロ, 2003年3月20日, 米英軍がイラク戦争を開始し, 同年4月14日, 終結した。この戦争にフランス・ドイツは反対した。この戦争に参加し, 支持したのは, 日本を含む44カ国であった。ブッシュ大統領は5月1日戦闘終結宣言をした。だがその後も戦闘は収まらなかった。04年6月1日にイラク暫定政権発足, 同月25日連合国暫定機構(CPA)から主権移譲, 10月15日にイラク憲法の国民投票実施, シーア派, スンニ派, クルド族の対立を調整し, 米国もスンニ派排除に懸念し, 「治安安定」を渴望した。だが, テロは続発している。すでに05年末までに米軍中心の多国籍軍の犠牲者2400人, イラク人2万人以上(05.9.20)といわれている。

あえてイラク戦争に触れたのは, 国連の本質は平和の絶対化にある。最も重要な任務は国際社会の平和と安全の維持にある。国連憲章の中で「平和に対する脅威, 平和の破壊及び侵略行為に関する行動」として集団安全保障制度を定めた第39条から51条までの憲章第7章を国連の場で, 市民的立場で議論すべきであった。したがってミレニアム開発目標を実現するためにも, 国連憲章の理念に立って, 一切の戦争を防止し, 軍縮政策を具体的に展開し, 諸国民の自由, 平等, 連帯, 寛容, 自然の尊重, 責任の共有, 人権の絶対権, 市民権を守るための諸条件をつくり, 各国に実行させていくべきであろう。「自由と民主主義」の名のもとに, 他国への干渉, 侵略を合法化する新「帝国」の支配は止めるべきなのである。「世界は1つ, 全欧も1つ, アジアも1つ」, 平和の目的をたえず定着していくべきなのである。EUの平和・安保もこの視点を貫徹すべきなのである。

だから世界経済の変動の中で, EU, 世界の市民の立場から独・仏の指導者がイラク戦争に反対したのは正しかった。EUの深化と拡大を図るうえでも, この理念は守ってほしい。

いま世界経済の担当者は, 平和, 人権, 民主主義を目標に経済を安定させ, 一方で環境と共存し, 成長を図りつつ, 他方で, 格差構造を改革し, 貧困解消に全力を投球すべきであろう。EUの政策もこの視点をもって具体化すべきであろう。

(2) いま EU では何が問題か

——EU 憲法条約問題とは何か——

EU 拡大の歩み		
1958 年 EEC 加盟 6 カ国	⑩ ギリシャ	⑳ ポーランド
① ベルギー	1986 年 EC 12 カ国	㉑ スロヴァキア
② フランス	⑪ ポルトガル	㉒ スロヴェニア
③ 西ドイツ (89 年東西ドイツ統一→ドイツ)	⑫ スペイン	㉓ エストニア
④ イタリア	1995 年 EU 15 カ国	㉔ ラトヴィア
⑤ ルクセンブルク	⑬ オーストリア	㉕ リトアニア
⑥ オランダ	⑭ フィンランド	加盟候補国
1973 年 EC 9 カ国	⑮ スウェーデン	㉖ ブルガリア (07 年加盟予定)
⑦ デンマーク	2004 年 EU 25 カ国	㉗ ルーマニア (同上)
⑧ アイルランド	⑯ キプロス	㉘ トルコ
⑨ イギリス	⑰ チェコ	㉙ クロアチア
1981 年 EC 10 カ国	⑱ ハンガリー	
	⑲ マルタ	

第 1 表 EU 拡大の歴史 (2005 年現在)

ヨーロッパにとって 2004 年は、21 世紀世界を支えていく新しい出発の年であり、記念すべき世紀の幕明けの年でもあった。同時に EU は加盟 25 カ国に拡大した (第 1 表)。同年 6 月 18 日ブリュセルの EU 首脳会議で EU 憲法 (Constitution for European Union) が採択された。この採択過程において加盟国の市民は憲法への批判、各国と EU との権力関係とりわけ各国の立憲主義と EU 公権力行使とどのように関連づけるか疑問を提出していた。EU 憲法は、各加盟国 (イギリスは憲法をもたない) の憲法典ではなく、統合した加盟国間の国際条約的法規範によるものであり、東西欧州の主権を尊重した多様性の統一体としての国際条約的法典である。憲法の第一部は、欧州各国が近代化過程の中で、市民が獲得してきた民主主義、人権、法の支配 (市民が下から求めてきた市民生活のルール、司法、行政、立法の三権分立の理念の定着化) という基本理念を規定すると同時に EU の権限を規定した。EU 憲法は、立憲的多元主義 (Constitutional Pluralism) による法関係ではないか。EU は、複数のデモス (Demos, 自立的市民、民衆) からなる統合制度であり、加盟国の諸国民間の連合制度である。欧州憲法条約の各国憲法に基づく批准を経て、EU 次元の憲法に正統性を付与するものである。EU 憲法と加盟国各国の憲法との関係は、トップ・ダウンの関係ではなくボトム・アップの関係として位置づけるべきである。だからこそこの批准に当っては、加盟国の国民投票または国会での議決によって承認することになっているのである。

さらに EU 憲法は EU の共通の政策理念として地球環境の保全、持続的発展、社会的市場経済の導入、文化、言語の多様性を尊重する。この憲法はこうした共通の価値観をもち、さらに雇用、経済政策、外交・安全保障政策を、各加盟国固有の権限であるといっている。

もちろん通貨はフランクフルトの欧州中央銀行によって管理され、中央銀行は通貨の発行権をもつ。欧州通貨統合は、92 年のマーストリヒト条約に基づいて市場統合、通貨統合との連関性をもって着実に機能している。まさに EU は「均衡のとれた持続的発展をもった経済的、社会的進歩を促進することにより」「それはとくに域内の国境なき地域の創造、経済的社会的地域間の

格差是正のための結束強化を通じて、経済的、通貨的連合の確立を通じて、最終的には、この条約の各条文と対応して単一通貨採用を含む通貨統合の推進にある」ことを実践してきたのである。もちろん市場統合と通貨統合が実現して、成果をあげていることは客観的事実であるが、地域間格差の是正は、たえざる課題なのである。

EUは99年1月からユーロを流通させ、決済や国債の発行、02年から日常的買物、取引に定着させたのである。ユーロ発足の準備としては、マーストリヒト条約の理念に基づくものであった。もちろん95年12月のマドリードでのEU首脳会議は、この条約を全会一致で採択し、新通貨ユーロを99年1月から11カ国（ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、ポルトガル、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、アイルランド、オーストリア、フィンランド）の間で流通させ、02年1月ギリシャも参加し、ユーロ圏は12カ国になった。もちろんユーロ発足の準備としては、通貨統合のための諸条件が課せられた。各加盟国は、①物価上昇率が3%以内であること、②財政収支の赤字は、GDPの3%以内であること、③政府債務残高がGDPの60%以内であること、④為替相場が安定していること、⑤長期金利が2%以内であることなどをあげた。ユーロ加盟国はこれらの諸条件を満足するように政策運営することにある。こうした基準、とくに自国の財政赤字GDP比3%を超えた場合、EUから勧告をうけ、GDP比0.5%の範囲内で制裁金を課され、無利子で積み立てなければならない。2年以内に赤字を解消しない場合、EUはその赤字をだした国から制裁金を没収できる。03年、伊、仏、独の各国がGDP比3%以上の赤字を出し、EUから勧告をうけた。もちろん、景気、不景気の経済に対応するため、それなりの経済政策を打ち出しているが、ドイツなどにおいては、不況に直面すると、過度な財政支出をせざるをえない。02年には、GDP比3.3%の赤字を表面化させ、EUから勧告をうけた。EUは、財政安定協定に基づいて2年以内に赤字を削減するよう指示した。この協定では、当事国がマイナス2%以上の深刻な不況に直面した場合には、制裁は適用されない。このとき、ドイツは免かれたのである。この協定は、実質成長率がマイナス0.75%から2%未満の場合に直面したとき、EU蔵相理事会で審議し決定することになっている。またフランスも、赤字が3%を超え、審議の対象になったが、辛うじてクリアした。

EUは、「強い安定したユーロを実現するために、欧州中央銀行と各国の経済政策をどのように調整し、各加盟国の国民のニーズにどう対応するか」に迫られている。

ユーロ圏の確立は、EU市場統合と連動し、ドルとの対抗と協力関係を作り出す。この点について、ワシントン・ポスト紙のロンドン支局長のトム・リードはこういう。「現在、アメリカが直面している脅威は、世界最強の経済国家に支えられた強い通貨、ユーロがドルに代わる信頼性の高い通貨とみられるようになってきていることだ。事実、ユーロは世界の金融舞台に登場してから3年も経たないうちに、国際投資の受け皿としてドルと同等の立場を確保した」と(T. R. Reid, *The United States of Europe*. 2005. 金子宣子訳「『ヨーロッパ合衆国』の正体」新潮社, 291ページ)。

この裏付けとして国際決済銀行に基づいてユーロ建ての債券（企業と政府）の価値は上が

り、98年のゼロから04年には約4兆ドルも急騰したという。

EUの歴史の中で、ユーロの発展は、全欧の経済統合を強化した。02年ユーロ通貨の流通が開始されたとき、わたくしはこう指摘した。「このメリットは第1にコスト削減にあり、第2に価格の透明性によるブランド商品価格の低下により、消費者、企業に利益をもたらしたことにあり、第3に域内取引量の増大、外国への輸出増などをもたらした」（清水論文、「拡大欧州連合（EU）の史的性格と政策課題」『神奈川大評論』第48号、2004年）と。

たしかにユーロは、市場統合を通貨の面でより発展させただけでなく、基軸通貨ドルの勢力圏への浸透を図り、対等の力量を発揮するようになった（‘The euro in the international economy’, *European Economy*, No.1. 2004, p. 171.）。国際通貨としてのユーロの比重をみると、国債債券市場で、ドルに対してユーロの比重が着実に増加している。国債決済銀行（BIS）によると、2001年の新発行債権は、ドル建てが49.1%に対してユーロ建て36.5%、02年には、46.9%対38.4%とドルに近づいている。外貨準備高については、2001年にはドル67.5%対ユーロ16.4%、03年には64.5%対18.7%とユーロが次第に増加している。この点EU企業はもちろんであるが外国企業も、ユーロの価値が上昇していることを認めている。いまやユーロは「人間の共同体であるEUのシンボルとなり」貨幣の交換手段としての機能、価値尺度としての機能、価値増殖（蓄積）としての機能をもつようになっただけでなくドイゼンベルク（前ECB総裁）がいうように、それは「政治的・文化的きずなを作り出している」のである。ユーロ導入後の為替安定と景気問題についてはあとでも触れるが、ユーロの普及が、EUの拡大に果たした役割は大きい。にも拘らず、政治的には、前述のEU憲法が、フランス、オランダの両国民から拒否され、批准は見送られた。

この点の現在の状況をみると、それは、こんごのEUと世界の課題でもあり、避けて通れない難問でもある。

（3）フランス、オランダの憲法条約批准「ノン」の意味

まずフランスにおけるEU憲法「ノン」をどう受けとめるかの問題から考えてみよう。

EU市民は、EU憲法を推進国のフランスが拒否するとは思わなかった。フランスの拒否のまえに、すでに加盟国のEU憲法批准国をみるとスペインでは05年2月20日の国民投票と、5月18日の議会で承認した。国民のEU憲法意識は低かった。20日の国民投票は10人中ほぼ6人が棄権した。04年11月のEU定期世論調査によると、「加盟国の約3人に1人がEU憲法を聞いたことがない」という。だが政府当局者は加盟国との連帯を強化する意味で「安心」したという。リトアニア、ハンガリーにおいては、それぞれ04年11月11日、12月21日、議会承認の方式を選択した。この国は、国民の生活水準の向上のためには、市場統合、通貨統合を通じて、国内の生産性の向上を図ることを期待していた。むしろEUへの参加を通じてヨーロッパの一員になることを誇りに思っていた。05年に入ってからスロベニアが2月1日、イタリアが4月6日、ギリシャが4月19日、スロバキアが5月11日、オーストリアが5月25日、ドイツが5月27

日、それぞれ議会承認という形で批准した。このように9カ国が批准したことは、5月29日のフランスの国民投票にプラスに作用すると、当局者は安心していただけるところが「ノン」であった。

EUは、前に触れたように、市場統合、通貨統合、安保の協力、25カ国への拡大と前進してきた。フランスはドイツとともにEUの発展の原動力としての役割を果たしてきた。

ある評論家はいふ。議会承認で対応すれば間違いなく通過したであろう。だがあえてシラク大統領は、フランスの威信にかけて国民投票に訴えた。この事態は予想もしなかった。このときのEU議長国ルクセンブルクのエンケル首相はこう残念がった。「胸がふさがる思いだ。この50年にわたって我々の共通の未来を築く推進者だったフランスの選択を残念に思う。……条約は死んだわけではない」(Financial Times, 30 June, 2005)。

ではこのフランス国民が「拒否」した理由は何であったか。それはEUのいまの性格を示している。

第1は国民のEUのあり方への批判であり、国民生活の中にEUの理念が入ってこない。一般国民にとってEUは遠い存在なのだ。たしかにEU市場の拡大の中で、消費生活は豊富になり、ユーロの定着により通貨価値も安定した。だが市場の拡大は、企業間の激しい競争を招き、企業の勝ち組と負け組を拡大再生産する。負け組の企業は合理化を行い、賃金カットや失業を増大させ、労働者、その家族の生活の不安をもたらす。さらに市場統合により、企業が国外へ進出すると同時に、東欧の安い労働力の利用で、就業機会が奪われる。フランスの失業率は10%である。厳しい。EU憲法は、フランス市民の雇用を保障するのか、次元の違う課題でもあえてここに反EU感情をさらけ出す。

第2は、フランス憲法とEU憲法との関係で、EU憲法は、新しくEU大統領とEU外相を選出する。一国の外交権がEU外交権に統合されるのではないかという危惧である。

安保体制でのフランスとEUの力点のおき方が不透明であるという。

第3に、シラク政権への批判である。国内の高失業率、社会保障制度改革への国民の負担増、EU官僚制度を支えるシラク政権の保守性への批判である。

こうした批判がEU憲法「ノン」になったのではないかとされている。国民投票で国民が見つけた「ノン」の理由についてフランスの世論調査機関SOFRESの出口調査によると、反対の理由は、EU憲法そのものではなく、現状への「ラルボル(うんざり感)」だったという。またEU拡大による雇用不安であることや、「自由競争を重視しすぎている」(左翼)「トルコのEU加盟に道を開く」(右翼)という。次に「だれがノンと投票したのか」という設問に対する解答をみると、職業別では工場労働者や農民に反対が多い。

EUに関心をもち、どちらかといえば肯定的だった会社員、公務員、中間管理職・知識層が「拒否」を表明した。この理由は、企業の活性化、競争力強化の政策に対応して週35時間の労働時間の延長法案が成立した。このことがこれらの階層に対して不信を抱かせた。一方「賛成」を

投じた階層をみると、失業不安を直接感じない戦後の独仏和解を直接体で経験した「60年代以上の年配層と経済力や社会的地位にある大都市の「高学歴層」に限られたという。

このようにみると、シラク政権には、EUに対する国民の要望を十分に把握できず、EU拡大やEU憲法は当然賛成してくれるだろうという「甘え」と「安心感」があったのかもしれない。何よりも国民議会は2005年2月に91.7%の賛成多数で承認していたからだ。さらにすべての連立与党(大統領連合、社会党、中道派)は積極的に賛成にまわったから自信をもっていたのかもしれない。だが満足感は打ち砕かれた。権力者はたえず底辺の市民の鈍重で、鋭い政治感覚を読みとらなければならないことを教えている。

朝日新聞のパリ特派員の沢村亘氏は、パリの北150キロ、人口約3万4000人のリエバン市の選挙民の状況を次のように報告している(同新聞、05.6.4)。この「市は選挙区として最多の78.4%が『ノン』に入れた。旧炭鉱町で、近年、工場閉鎖が相次ぎ、失業率は20%に近い。

30代の子供2人が失業中だという市職員クロディーヌさん(59才)は『次世代のために反対に投票した』。自営業のクロードさん(46才)は『EU憲法に完全雇用や労働者の権利保護が書かれていることぐらい知っている。でもそれは紙に書かれ美辞麗句。政治家が守るはずない』と政治不信をぶちまけた。会社員のジョセフさん(58才)は『これまでは欧州統合ですべての国が平等に豊かになると期待していた。ところがどうだ。米州の50州だってEU25カ国ほど格差はないだろう』(同上)と。もちろん当局はこうした庶民の受けとめ方を謙虚にきいてEU憲法のあり方を考えるべきであろう。

あえてこの問題に立ち入ったのは、EU憲法問題は、こんご改めてその法体系がEU市民のニュースをどう吸収していくかを思考していくうえで重要だからだ。

さらにフランスのエリートの賛否の評論を取上げる。

クリスチヌ・ブタン(フランス国民議会下院議員、「社会共和主義者フォーラム代表」)は、半年前まで強いEUを支持してきたが、EU憲法条約に次の3つの欠陥があるので反対だという。(1)は文化的、歴史的に欧州がユダヤ・キリスト教に根ざしていることを無視している。トルコ加盟の是非の基準がない。(2)は、民主主義の理念が欠如していることにある。欧州委員会の権限が大きすぎないか。欧州市民による法案請求権もまやかしてはならないか。100万人の署名を集めるとするのは無理だ。これを複数の国で集められるのは資金と組織力のある団体しかない。人間的要素をもち込むべきだ。例えば加盟国の貧困度を失業率や平均寿命で指標化し、改善を義務づけるべきだ。(3)は倫理上の欠陥があるからだ。EU憲法はヒトのクローンを禁止したが、技術的には大差のない治療のためのクローニングを黙認した。人間の誕生や死までが商品のように扱われるのは困る。EU憲法は20世紀のルールを下敷きに作られ、21世紀の激変には耐えられないと(聞き手 富永格 朝日パリ特派員の要約、朝日新聞、05.6.17)。

この反対の理由は理解できるが、問題は、これからのEUをどうするか。激動する世界の中で、民主主義を原点とするEUをどう作っていくのか。下からの市民社会をどのように構築し、

EU 憲法条約の基本理念とするかの具体的手法も示すべきだ。たしかに 25 カ国で憲法議会を作り、改めて条約案を練ることは理解できるが、現時点で、100 万人署名を 10 万人にするとか、各国の主権を踏まえた連合主権の透明性、公平性、平等性をどのようにこの憲法条約に盛り込むべきかを具体的に提案すべきだ。いま EU の分裂を望んでいるのは、米国のネオコンとフランスの社会党左派と коммуニストの一部だといわれる。

改めて市民の原点に立って現行の憲法条約をどのように肉付けするかを示すべきだ。急ぎすぎでは困る。

フランス議会はもちろんのこと一般市民も改めて EU とは何か、2つの大戦でも欧州の中心で、相互に人類史上、極悪非道で、残虐行為を拡大再生産した武力による国家間の血腥い闘争を展開したのがドイツであり、フランスである。とくにドイツは、第1次大戦、第2次大戦において、他国を武力で侵略し、一般市民をまきこんだ戦争を展開した。第2次大戦後、国連の下に一切の戦争を止め、国際平和と安全の維持、各国間の友好関係の促進、経済上・社会上・文化上・人道上の問題について、国際協力を達成のための国際組織を重要視した。EU の原点にあたる EC は、欧州の平和を前提に、フランス、西ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクの 6 カ国が市場統合を目指して作られたのである。原点は 1958 年、欧州石炭鉄鋼共同体に加盟していた 6 カ国が調印し、結成した共同体である。6 カ国の関税同盟の形成、輸出入の数量制限の撤廃、投資の自由など共同市場の設定を志向する。また加盟国の市民の生活水準向上のために経済政策の相違を除くことによって経済活動の持続的かつ調和と均衡のとれた拡大を図っていくというものであった。フランスと西ドイツ (1989 年東西ドイツの統一→ドイツ) はこの原点を EU の原動力に求めている。

問題は、フランスがこんごどのようにして一方で従来の EU の市場統合、通貨統合、安保の協力関係を保持しつつ、EU 憲法への市民的ニーズに基づく修正点を提出し、すでに批准した国々の同意、未承認国との同意を柔軟に取り付けるかをみることが重要であろう。

フランスの「ノン」はオランダにも飛火した。05 年 6 月 1 日の国民投票で EU 憲法条約の批准を予想以上の大差で拒否し、EU 憲法の成立はより厳しくなったといわれる。オランダの国民投票で反対が 62% に迫り、投票率は 63% 近くに達した。詳しくみると (オランダ DNP 通信, 05.6.1.〈世論調査機関インタビュー NSS. 2000 人対象・複数回答〉)「オランダは EU に金を払いすぎたことが否決の理由だという (62%)」次いで「自国の意思を自らの力で決めにくくなる」(56%)、「オランダの意思を EU に反映しにくくなる」(55%)。なお反対派は「憲法は移民の急増や EU 加盟につながる」と主張してきたが「トルコ問題を考慮した」との答えは 22% にとどまり、「考慮しない」が 68% を占めた。

一方賛成派の理由は「国境を超えた問題の解決に役立つ」(58%)「欧州統合はオランダにとって有利である」(56%)「EU の意思決定を効率化する」(51%) というものであった。

フランスの世論の批判に比べオランダでは EU 憲法そのものに対する判断で賛否を決めた傾向

がある。なおオランダの国民投票で反対票を投じたのは女性や50歳未満の人が多かった。男性の約60%が賛成だったのに対し、女性は40%にとどまったという(複数回答)。年齢層のポイントをみると、賛成と答えた人の52.9%が50歳以上だった。反対と答えた人で50歳以上だった層は43.7%にとどまった。

フランスとオランダのEU憲法条約の批准を否決した時点の外国為替市場は、ユーロが全面安になった。6月2日の東京市場でも、1ユーロ132円台前半と9ヵ月ぶりの安値をつけ、対ドルでも同1.21ドル台と8ヵ月ぶりの安値をつけた。一時的ではあるがユーロに売り圧力をもたらした。

EU憲法の否決がユーロ売りに結びついたのは、「投資家が構造改革の遅れに拍車がかかる」と受け止めたからだという(*Financial Times*, 2 June, 2005)。

次いでに付言すると、フランスとオランダの否決は、05年7月10日のルクセンブルクの国民投票にもインパクトを与えるだろうといわれた。ところがルクセンブルクでは可決した。国民投票の結果、賛成が56.52%、反対が43.48%で批准を承認した。加盟国中、初の国民投票による承認で、EU憲法は、瀬戸際のところでというかやっと事実上の廃案をまぬかれた。国民投票、議会承認合わせて13ヵ国目になる。仏・オランダの否決に続き、6月の首脳会議は06年11月の発効目標の先送りを決めた。EU憲法は「死文化」に直面した。「ルクセンブルクが否決すれば、憲法の埋葬」といわれた。だからあえて予定通り国民投票を選択し、可決させた点をEU賛成者は評価した。ユンケル首相はわが国の結果は「憲法は死んではいないという明快なメッセージである」(*Financial Times*, 11 July, 2005)。だが憲法の発効には全加盟国の批准を必要とする。英国など8ヵ国が批准手続きの先送りを表明している。05年10月末現在、依然として厳しい。

ルクセンブルクでは主要政党すべてが賛成した。1人当りのGDPが52,600ユーロ(約700万円、03年基準)で世界で最も高い。ルクセンブルクには、欧州投資銀行、欧州司法裁判所といったEU機関を抱え、市民はEUに親近感をもっているという。現政権の信頼は高い。首相ユンケルは「否決なら辞任する」とまでいって世論に訴えたことも、市民の支持を拡大したともいわれた。

にも拘らず、EU憲法がルクセンブルクで承認されたとして、未承認国は、逡巡せざるをえない。EUへの対応に仏、独と違って距離をおいている英国は、国民投票を見送るといわれている。一方EUの執行機関、欧州委員会は一貫して憲法批准継続を呼びかけている。だがデンマークなど6ヵ国は、英国に追随する可能性がある。EU憲法条約は、発効には全加盟国の批准を必要とするが、5分の4が批准すれば首脳会議で次善の策を検討するという付則もある。だが、現実には英国凍結はEU「否決ドミノ」現象になりかねず、EU執行部は、どのようなドミノ回避をするか問われる。一方、こうした事態は、EUの体質改革を迫られている。深刻な問題として受け取めるべきだという主張もある。この点はEU憲法条約を肯定したうえでの発言である。いまEU加盟国は、従来の欧州型福祉社会のモデルを普遍化することだ。フランスの左翼の一部が

EU憲法に反対し、ナショナリズムに傾斜しようとするが、それは、グローバル化の波で、利益をえている多国籍企業の戦略にはまるだけではなからうか。いま大切なことは、米国の政策担当者が、グローバルのもとにアメリカ型自由競争と自由市場を押しつけている行動に対向しなければならない。だからこそEUは共通政策を守り、さまざまな加盟各国の市民のニーズを吸収し、より纏まりを持つべきではなからうか。ユルゲン・ハーバーマスは論文「なぜヨーロッパは憲法を必要とするのか」でこういつている。「ヨーロッパ憲法が頓挫すると、喜ぶのは、ブッシュその人であろう。もしもこの憲法ができれば、その枠内でヨーロッパは、世界秩序についてのネオコン的な考え方に反対する勢力、アメリカ内部にも存在している反対勢力も含めて、そうした勢力をバックアップするだけの十分なソフトパワーを持った共通の外交と安全保障政策を作り上げることができるのだ (Jürgen Habermas, Das illusionäre 'Nein der Linken' Die Verfassung annehmen, um Europas Handlungsfähigkeit Zu stärken, Nouvelle Observateur, May 11, 2005. 『世界』2005年9月号.)」と。さらに経済的グローバル化のアンビヴァレントな帰結を吸収するためには、「国民国家の規制能力はもうとっくに力不足になっている。今日『ヨーロッパ型の社会モデル』として賞揚されているものを守るには、ヨーロッパにおける市場の進展に政治が追いついていく以外にないのだ」と。要するに彼は、ヨーロッパの経済政策、社会政策の共有化を通じてヨーロッパ市民の生活水準の向上、福祉水準の向上を目指すだけでなく、共通した平和外交の確立と共通安保の実現を期待しているのだ。というのは、一方でアメリカのジャーナリストはこういう。「失業率10%前後の状態が続いているフランスの経済的脆弱性は程度の差はあれ『古い欧州』全体に共通している。その昔、欧米の知的エリートは欧州の福祉国家の経済政策を称賛したが、現在このモデルは雇用、富、活力を生みだすのに機能していない。EUの官僚主義は欧州大陸の高い税率、ふくれあがった福祉給付、弱者保護の産業政策などに目をつぶってきた (Wall Street Journal, 3 June 2005)」。この批判は、EU市民の福祉向上、生活水準向上のための、共通市場政策、共通通貨政策の成果を評価できないのだ。もちろん、EU官僚主義批判、エリート中心の執行体制批判、EUと加盟国、地域、市民とのかかわりの問題、共通安保政策などは残された課題である。イラク戦争に反対した独・仏の平和主義の貫徹は立派であったし、EUはもちろん世界の市民から高く評価されたことはいうまでもない。英国のブレア首相がイラクに大量破壊兵器が存在しなかったことに目を瞑って米国のイラク侵攻に協力したことが議会、国民から厳しい批判を受けた。ブレアはEUを米国との単純な協調主義にもっていくのではなく、EUの平和・安保・福祉などの共有主義を米国に説得すべきなのだ。また彼はこんどのEU憲法批准問題でも、積極的に行動をしなかった。EU市民の立場に立って英国はEU憲法を定着させる力量を発揮すべきではなかったか。

(4) 21世紀トルコのEU加盟問題をどう考えるか

——平和・民主主義・人権そして法の支配とは——

トルコは、歴史と民族と宗教と文化の織り成す複雑な国家といわれた。文字通り、統治者は自らイスラム国家としての誇りをもっている。当然なことである。2005年10月3日、EUへの加盟交渉が始まった。トルコはイスラム国家として初めて欧州への「入り口」に立った。トルコ国はもちろんこと内、フランスをはじめ加盟国は注目していた。トルコは1952年NATOに加盟した。それ以来欧州統合への参加を模索し、87年ECに加盟申請をした。すでに18年を経過している。辛抱強い交渉であった。なんと加盟交渉はこんご10年以上もかかるといわれている。

歴史的にみると、トルコは、親米反ソの外交方針をもって、当時の対欧米諸国との連携を取って世界に対応したが、EUの市民から好感をもたれなかった。

もともとトルコは、歴史的に欧州への親近感をもっていた。1949年以来、トルコは国連の地域的国際機構であった欧州審議会の一員だった。この会は、1946年民主主義・人権・法の支配の促進を目的に設立された。その本部はフランスのストラスブールにおかれた。そこに欧州人権裁判所も設立された。この裁判所にはEU加盟国、加盟対象国、ロシア等を含む欧州の46カ国が参加しており、トルコもその監視下にあった。いきおい最近のEUとの関係をみると、すでにトルコは関税同盟を結んでおり、05年7月29日、新規加盟10カ国との関税同盟議定書に調印し、市場統合への成果をあげつつある。だがEUは、加盟条件として平和、民主主義、人権、法の支配という政治的条件を具体的にクリアすることを求めている。加盟条件は、厳しいものがある。すでにトルコでは、人権擁護の具体化、死刑廃止、拷問禁止、クルド人保護措置などの諸改革も国民の一部から厳しい批判を浴びながら実行してきている。

04年10月6日、EUはトルコから提出された報告書における改革を評価した。同年12月の欧州理事会は、05年10月3日からトルコの加盟交渉の審議に入った。一歩前進である。だがそれ以前にフランスとドイツは、トルコが04年に加盟したキプロスの承認を拒否したことに批判的になった。フランスのドビルバン首相は「EUの全加盟国を承認しない国と加盟交渉を始めるのはいかなものか」と交渉開始を遅らせるべきだと批判したり、ドイツのCDU（キリスト教民主同盟）のメルケル党首（現首相）は、5月26日、トルコを正式なEU加盟国ではなく、「特権的パートナー」にとどめるべきだという考えを示す書簡を、加盟11カ国首脳とバローゾ委員長に送ったという（朝日新聞05.8.28）。また交渉開始の土壇場になってオーストリアが、「トルコを正式メンバーではなく、準加盟国扱いにとどめるべきだ」と主張した。これに対してトルコのエルドアン首相は「正式加盟国以外に選択肢はない」と批判した。

いうまでもなくトルコの人口は7千万人を超え、面積としては04年5月EUに新しく加盟した10カ国の合計に相当する。99%がイスラム教徒であり、欧州の市民からすると、宗教の自由とはいえ、民族感情に警戒感があることは否定できない。

欧州委員会が発表した世論調査（05年7月）によると、トルコ加盟を支持するとの答えはEU全体で35%であり、52%が反対だった。このことからEU側は、依然としてトルコ加盟への市民の警戒感にとまどっている。オーストリアは、オスマントルコにウィーンを包囲された経験か

らか反対が80%に達している。だがオーストリア以外の加盟24カ国は交渉の枠組に同意している。EUはオーストリアを説得した。さらにトルコのEU加盟問題を探ってみる。

最初の申請交渉は順調に進んだが、悲願達成には10年以上かかることがわかった。

こんご具体的な交渉は関税、環境、司法制度、人権などの分野でEU基準で実施されることが再確認された。EUにとって難問である。

このことは同時にトルコの国内改革とも、連動している問題である。したがってトルコのエルドアン首相にとって苦痛を伴う「欧州基準」に合わせる構造改革の課題が待ち受けている。エルドアン首相は、その政治基盤を伝統的で穏健なイスラム主義と近代民主主義の両立をスローガンとした「公正発展党」を率いて03年首相に就任した。この政権は国会での安定多数を基盤にして、死刑制度や拷問廃止など刑法改正、基本的人権擁護の制度化などEU基準を念頭に諸改革を進めている。経済成長も順調に上向いている。01年に成長率マイナス7.4%で、04年に9.9%と上向いた。好調な経済成長は、諸改革の基盤となった。だが低所得層、失業者層への政策が遅れている。高成長を継続しているが、04年のGNP(国内総生産)は2,380億ドルでEU加盟25カ国のなかで位置づけると、10番目、人口7,000万人以上であるが故に1人当りのGDPはEU平均の3分の1以下である。前に触れたオーストリアはトルコのEU加盟後、トルコの貧困層がなだれ込むのではないかと、最後まで加盟交渉に抵抗した。EU執行部は、トルコ加盟によって農業人口の多いトルコへの補助金増大を懸念している。さらに90年代の通貨危機に直面したとき、トルコはIMFに212億ドルの巨額債務を抱えた。GDPの10%弱である。この債務を返却していくためにも、欧州市場に依存するしかない。同時にEUの銀行や世界銀行からの融資を通じて国内企業や公企業の活性化をはかり、雇用を拡大するしか道がないといわれる。

改めてトルコの現代史の歩みをみると、西欧に親近感をもたれなかった。第1次大戦後のオスマン帝国崩壊によって形成されたトルコは、西欧型の「近代主義」を取り入れ、イスラム型の国家主義と共存する努力を重ねてきたが依然として封建地主、豪族、部族、石油利権者の支配が強く、人権、民主主義、法の支配の理念から遠い存在の国家であった。

第2次大戦後、西欧は、米国の経済援助を最大限に活用しつつ急速な経済発展をしてきた。とりわけ1958年のEEC(European Economic Community 欧州経済共同体)の結成は、フランス、西ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクの6カ国で行われ、共同市場の設立、加盟国の経済政策の漸次的接近によって、共同体全体の調和的発展、持続的かつ均衡的拡大、安定強化、加盟国の市民の生活水準の向上を目的とするものであった。それはローマ条約によって結実された。トルコは、このEECの発展に刺激をうけた。だが国内では生活水準も低く、貧困層が70%を超えた。63年、EECへ加盟申請をした。だがその条件は無理であった。42年を経過してから交渉の入り口に達した。

だが、トルコにとって関税、環境、法制度、民主主義、法の支配の具体的条件は不十分であり、こんごも国家の経済、社会、法の諸改革を実践していかなければならない。もちろん、トル

コは歴史と民族の伝統をもった国家であり、政治的には前近代的で世俗的な国家である。トルコの代表的都市イスタンブールは、20世紀始めまで中東や欧州の一部に莫大な領土を支配していたオスマン朝の都であり、西欧の大商人、実業家、貿易商、観光客が集中した都市であった。いまや人口900万の国際交流都市である。欧州文化とくにフランス文化やイタリア文化を吸収してきた。だが他方で前述した貧困の集積の都市であり、南東部の農村から都市に人口の流入をもたらしている。イスタンブールは、ホテルや商店、マーケットだけでなく、近代的な貿易商の下請工場や伝統的な繊維工場、陶器工場などが集積している。市内の世帯の50%が年収3000ドル（約35万円）以下である。

最近の世論調査ではEU加盟は「よい」が63%であり、かなり高い。それは、トルコのEU加盟交渉の歴史が支えているからであろう。それを改めて整理すると、63年トルコはEEC（欧州経済共同体）と関係強化し、とくに市場拡大のための協定締結をしたがうまくいかなかった。一方、67年EECはEC（欧州共同体）に発展した。1973年、ECは6ヵ国から英国、アイルランド、デンマークの加盟を認めた。87年トルコが再度ECに加盟申請をした。93年EUが発足した。99年トルコがEU加盟候補国になった。2002年EU欧州委員会は、トルコとの加盟交渉に当って、トルコをEU加盟条件を満たしていないと発表した。とくにEUはトルコが依然として人権、環境、司法制度など欧州基準を満たしていないので加盟は時期尚早であると判断した。04年5月、EUは25ヵ国に拡大した。同年12月EU首脳会議がトルコとの加盟交渉の開始を決定した。05年10月3日、トルコはEUへの加盟交渉を開始した。その見通しは最短で10年かかるといわれている。ここには加盟条件の問題だけでなく、EU主要国の市民の民族感情がある。

問題は、EUの体質改革とトルコの体質改革をどうやるかを問われている（*Financial Times*, 5 October, 2005）。それはEU市民がどう参加するかにある。経済的視点からいえば、EUはトルコ加盟を受け入れることによって相互交流の市場を拡大できると同時に、安い労働力の移入により、雇用機会の幅の縮小も想定される。かつてドイツは、国際的にエネルギー転換期（石炭から石油へ）に石炭依存を維持し、トルコから安い労働力を受け入れ、ドイツの重化学工業の発展に振向けた。現在200万人以上のトルコ人が市民権を取っている。こうした問題をふまえて、こんごEU内市場における商品、資本、労働力、サービスの移動は活発化する可能性がある。イスラム教への寛容な姿勢を問われるであろうし、またEUの中東地域との交流も活発化する条件が整ってくるであろう。中東のシリア、イラク、イランのみならずコーカサス地方のグルジア、アルメニア等と国境を接することになり、大欧州全体の安全保障をどのように具体化するか、同時にトルコ加盟でトルコが人権と法の支配をどのように具体化するかの民主国家構築が問われる。一方EUはこんご宗教、文化、生活様式の相違をどのように吸収していくかを問われる。EU憲法条約の理念の基本は「多様性の中の結合」なのだから、これをどのように具体化するかは、トルコ加盟の中味で問われるであろう。

2007年、加盟予定のブルガリアとルーマニアの加盟、さらに西バルカンの5カ国クロアチア、セルビア・モンテネグロ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、マケドニア、アルバニアの加盟が見込まれている。EUはこうした国々との域内市場の深化を通じて経済的利益を提供しつつ、同時に相手国に西欧型民主主義の普及、基本的人権の保証、デモス（民主の原点）の市民化、市民法の支配、下からの市民社会の統治の国内改革を要請していくことである。

さらにEUは、2003年末「欧州戦略文書」（ソラナ・ペーパー）を打ち出した。ここで「EUの安全にとって最善の保障はグッド・ガバナンスの国々で構成される世界であるので、EUと国境を接する国々がグッド・ガバナンスであることはEUの利益である」（庄司克宏論文「欧州憲法条約とEU」『世界』05年2月号）と書いてある。というのはEUが近隣諸国との安全保障を結んでいくことは自らの利益になる。グッド・ガバナンスの輪を築くことは自らの利益にもなる。対象国はアルジェリア、エジプト、リビア、チュニジア、モロッコ、イスラエル、ヨルダン、レバノン、シリア、パレスチナ解放機構、ウクライナ、ベラルーシ、モルドヴァ、アルメニア、アゼルバイジャン、グルジアなどで、なんと北アフリカ、中東、旧ソ連地域に及んでいる。EUのこれら欧州地域の近隣諸国との安全保障の対象地域は戦略上きわめて重要であると受けとめているようである（この点、むすびでまとめる）。こんごテロとの闘い、大量破壊兵器の拡散、民族紛争、自治能力喪失国家、組織犯罪といった脅威の可能性がこれらの国にあるという。EUは全欧州、その周辺との平和維持のための安全保障政策構想を打ち出しているのである。いま西欧から全欧への相互統治の基本理念は多様性の結合にある。このことが具体的にどう打ち出せるのか21世紀EUの課題であり、それはEU市民の課題でもあるといえる。欧州政策センターのギョーム・デュランは、「トルコの欧州連合（EU）加盟を論議することは『どこまでが欧州なのか』『欧州人とは何なのか』』という本質的な問題を突きつける。

仮にトルコがEUに加わるなら、「バルカン諸国はもちろん、ベラルーシやイスラエルが入りたいといった時、断る理由を見つけるのは難しい。こうした国を抱え込んだEUは、もはや現在のEUとは違うものになる」（聞き手、朝日新聞特派員岸善樹、同新聞05.10.5.）この発言は、欧州人にこだわる理由が不明であり、EUの基本理念は国境をこえた市民の交流であり、商品、資本、労働力、サービスの自由化、市場の自由化の拡大であり、人権擁護、民族の尊重、民主主義の理念の定着化を市民相互の不断の努力によって具現化することではないか。もちろん福祉国家の定着は忘れてならない。

II. EUの主要政策史の構造——1960年代から80年代にかけて——

(1) わたくしにとって初期のEU研究とは

内外のEU研究は内容も豊富で活発であり、より成果をあげている。いまや経済、政治、社会、法律、環境、人権、宗教、民族、民俗、文化、歴史、福祉、外交、国際関係論、軍事安全保障など多分野にわたる研究がなされている。とくに最近ではIで展望したようなEU憲法条約を

めぐってフランス、オランダの否決は改めて市民次元で大論争になった。EC 発足以来、EU を担ってきたフランス、オランダの国民投票の「ノン」は、EU 加盟国ならびに EU 市民に改めて EU と国家、市民とは何かを根底から見直す考え方を求められている。これは一方では、こんごの EU の発展にとって貴重な一石を投じたことと受け止められるが、他方でアメリカの統治者は EU の弱体化を歓迎しているという。アメリカのブッシュの米軍の世界戦略の再編の中で、「不安定の弧」の西端はドイツである。米国は、ドイツ駐留米軍を 2 万人削減し、代わりに西欧の「受け皿基地」をドイツを軸にバルカン諸国、ポーランド、ハンガリー、ブルガリア等々に建設するという計画をもっているという。この点からブッシュ政権は、EU の弱体化、分断化を望んでいるという説が生まれる。

ともあれ軍事面の研究を別にして EU は EU 憲法で躓いたとしても、従来の EU の諸条約、諸協定のもとに経済的、社会的、政治的協力の成果をあげてきたし、こんごも迷いに直面しつつより強力に前進することであろう。問題をもとに戻して、さらに進めよう。

わたくしの現代ヨーロッパ経済の研究の出発点は、『現代イギリス資本主義論』（日本評論社、1971 年）にあり、これを踏まえてさらに当時の世界経済の中で、ヨーロッパ経済をまとめたものが『現代ヨーロッパ経済論』（新評論、1977 年）である。その後不十分な成果であったが、内外の研究成果のうえにたって刊行したのが『新 EC 論—ヨーロッパの新構図—』（新評論、1993 年）であった。この作品は EC 問題に焦点を合わせて欧州経済の基本構図をまとめたものである。この『新 EC 論』は、1968 年と 1972 年の 2 度、あわせて約 8 ヶ月間、ロンドン大学経済学部を足場に EC 諸国に滞在し、現地の EC 関係の資料を踏まえてまとめたものである。もちろん不十分なものであった。だがこの作品はわたくしのヨーロッパ像を変えただけでなく、ヨーロッパの学問研究に対する態度も変えたと思う。当時、欧州は、戦後のヨーロッパの平和と安定をもたらすために国家間の相互の協力を経済的に、政治的にどのように図っていくかが課題であった。とてもではないが、単純な資本主義批判や国家独占批判では、説得力もないし、学問的にも通用性ももちえなかった。

わたくしは、『現代ヨーロッパ経済論』の序章でこう書いた。「イギリスの学友が、ヨーロッパこそわが生命であるといったが、それは完全な統合主義者の主張であり、イギリスにしる、フランスにしる、西ドイツにしる、イタリアにしる、不況とインフレ、失業、犯罪、公害、現代社会の不安を、われわれと同じく共通に感じているのである」（同上、9 ページ）。ここでは当時ヨーロッパ先進 6 カ国は不況を脱出するために、経済共同体＝共同市場で対抗していくという共通経済政策の知恵にたよったのである。従来の一国家次元で、当時の米・ソにも生産力で対抗しても、所詮無理なのである。国家の枠を越えて、国民の福祉、生活水準向上のために労働生産性をあげなければならない。ストラスブールの館には、「欧州評議会はヨーロッパ精神の母であり、それは国境をなくし、人びとの英知に国境を解放する」という言葉を掲げている。ヨーロッパは共同体を通じて相互の繁栄を図ることを誓ったのであった。

こうした共同体形成の背景を探求しつつヨーロッパ経済の構造を追及していったのである。

1950年代の前半から後半にかけて、当時のヨーロッパは、一方でアメリカのドルと核の「帝国」的政策への協力と対抗関係をもち、他方でソ連、東欧に対抗する生産力の向上を目指した問題意識をもちつつ共同体づくりに邁進したといってもよい。それが EEC (欧州経済共同体) の背景であった。

当時、経済共同体が誕生したとき、これをどのように認識するかが問われた。当時、一部に存在した拜欧主義をどのように克服するかにあった。とりわけヨーロッパの市民社会論を無媒介に日本に紹介し、日本の近代化を解いたり、共同体を市民社会の新しい形態であると考えすることは反省すべきであると考えた。当時世界経済の構造変動の中でヨーロッパ経済論を分析すべきだと主張し、『現代ヨーロッパ経済論』第1部第2章で展開した。この成果のうえに立って、ヨーロッパ共同体の構造自体の研究に進んだのであった。1960年代の世界経済の構造変化のなかで、ECの経済発展、とくに関税同盟、共通農業政策、通貨政策、EC加盟国と非加盟国との経済関係、さらに途上国との経済協力の関係を重層的に分析することになった(この点、『現代ヨーロッパ経済論』『新 EC 論』を批判的に参考にして受けとめてほしい)。では EU の原点に立ってその政策を考えてみる。

(2) 1960年代の EC の主要経済政策の課題

a. ローマ条約と欧州経済共同体 (EEC) の経済政策とは何であったか

第2次大戦後、ヨーロッパは世界における経済的指導権を失った。それは第2次世界大戦が、共通に母国を戦場としてヨーロッパ人同士が傷付きあった結果、再び戦争をしてはならないことを誓い、同時に強固な平和の土台を築くという理念をもって、経済統合問題を真剣に考えるようになった。第2次大戦後、欧州統合運動について公式に表明したのは、皮肉にも、英国の元首相 W. チャーチルであった。彼は、戦後のヨーロッパの回復は、アメリカ、ソ連によってではなく、ヨーロッパ諸国の連帯によって実現したいと考えていた。彼は、1945年、第2次大戦で英国を勝利に導いたが、総選挙に敗れて首相を辞任した。その翌年9月、スイスのチューリッヒ大学でこう述べた。「ヨーロッパ人が共通の幸福をもち、限らない名誉を感じるためには、ヨーロッパ各国が平和、安全、自由に住みうる社会に生まれかわり、お互いの結合を強めることが必要である。ヨーロッパは、アメリカのような国家を作り、発展させなくてはならない。この使命を達成するためには、まず、ドイツとフランスが仲良くすることだ。それなくして西ヨーロッパの復活は実現しない。」と西欧共同体の構想を展開した。さらに48年5月、ヨーロッパ各国代表が集まってヨーロッパ統合を論議したハーグ会議でも、「ヨーロッパのどの国の人も自国民であると同時にヨーロッパ連合国人であり、ヨーロッパのどこに行っても心からアット・ホームに感じられるような、ひとつのヨーロッパを、それぞれが作るならば、人類の尊敬と感謝を受けるであろう。さらにこのヨーロッパ連合国はどんな国にも指ひとつささせない強力な国家(共同体)

でなければならない」(D. Spainier, *Europe, Our Europe*, 1972 chap. 1.)。

このチャーチルの提唱の中でのアメリカモデルはいただけないがフランス、オランダ、イギリスに対してかなりのインパクトを与え、とりわけフランスのペール・シューマン外相、ベルギーのアンリー・スパーク外相を動かした。後者のスパークはいう。「2億5千万人の人口を有するヨーロッパはどんな国にも劣等感をもつ必要はない。自らを救おうと、仲良く団結しようとする2億5千万のヨーロッパ人を見下すような国はないではないか」と。ここには、ヨーロッパ諸国の対米、対ソへの対抗意識と連帯感の重要性の指摘がある。

統合ヨーロッパの具体的出発点は1949年に誕生した「欧州評議会」の機構の形成にあった。アンソニー・ Sampson は、統合ヨーロッパの父といわれるフランスの外交官のジャン・モネ、「華麗な国家主義者」ドゴール、「西ドイツの暴れ馬」フランス＝ヨーゼフ・シュトラウスの3人をあげた。モネは大戦中ロンドンに滞在し、英仏米の連繫をはかり、戦後「独創的」な英仏連合案を提唱し、モネ・プランをつくり、戦後フランスの復興計画のモデルになった。シューマンは欧州石炭鉄鋼共同体構想を提唱し、仏・西独の調整に努力したという (A. Sampson, *ibid.*, p. 11)。

こうしてフランス、ベルギーなどの外交官などによる経済統合思想はローマ条約に具体化されたものではなかったか。EUの思想の原点がときどき問題にされるが、戦争後の6カ国（フランス、イタリア、西ドイツ、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク）の各首脳の協力関係の原点を忘れてはならないであろう。2005年10月28日、ロンドン近郊の宮殿ハンプトンコートでもたれたEU非公式首脳会議でも「グローバリゼーションへの対応」を主要議題にしている。EU憲法についてはこんごの課題にしているが、従来のEUの基本理念を暗黙の中で諒承されている (*Financial Times*, 27 October, 2005)。ここでEUの原点としてのローマ条約の構造を検討する。

ローマ条約は、1957年3月25日、スパーク・レポートに基づいてヨーロッパ経済共同体 (European Economic Communities = EEC) とヨーロッパ原子力共同体 (Euratom) をつくるために、ローマのキャピトリーネ宮で調印されてできたものである。前述の6カ国が調印した。構成国の経済格差の解消、非不均等発展の条件を尊重したうえで条約本文248条その他の議定書などからなる。(この点、詳しくは、清水嘉治『現代ヨーロッパ経済論』新評論、1977年、84～85ページをみられたい)。

この条約の論点を改めて整理しておく。第1点は現代資本主義的自由市場の発展と共同体的協力性を併せもっていること、第2は、加盟国の経済力の相対的均質性をもっていること。自由市場の拡大による労働生産性の向上と福祉政策の向上を共有化させていること。第3は共同体の理念の政治経済同盟であったことなどである。その後の発展をみると、関税同盟の完成、自由貿易市場の拡大と経済通貨同盟への発展を具体化している。その先見性を評価したい。

この条約の性格は第2条に集約されている。「共同体の使命は、共同市場の設立及び加盟国の経済政策の漸次的接近により、共同体全体の経済活動の調和した発展、持続的かつ均衡的な拡大、安定強化、生活水準の一層すみやかな向上及び加盟国内の関係の緊密化を促進することであ

る。」本来共同体とは自由、自主、平等、連帯の理念のもとに経営、労働、福祉などを共有する組織体のことではないか。ローマ条約第3条では、前条に掲げる目的のため、共同体は、次の11項目のことを具体化していくという。それを要約してかかげる。

- (1) 加盟国間の貨物の輸出入に関する関税及び数量制限、同等の効果をもつ他のすべての措置の撤廃
- (2) 第3国に対する共通関税と共通通商政策の設定
- (3) 加盟国間の人、サービスおよび資本の自由移動に関する障害の除去
- (4) 農業分野の共通政策の樹立
- (5) 運輸分野の共通政策の樹立
- (6) 共同市場内に競争が歪曲されないことを確保する制度の確立
- (7) 加盟国の経済政策を調整し、国際収支の不均衡を是正するための手段の実施
- (8) 共同市場の運営に必要な限度内での各国法制の接近
- (9) 労働者の雇用の機会を増大しかつその生活水準の向上に貢献するための欧州社会基金の創設
- (10) 新たな財源の創設により共同体の経済拡大を容易にするための欧州投資銀行の設立
- (11) 貿易を拡大し、かつ経済的社会的発展のための努力を共同に推進することを目的とする海外の国および領域との連合

以上、EECの使命を実現するための目的が示され、その後紆余曲折を経てこの11項目は果されてきた。

関税撤廃、第3国への共通関税、商品はもちろん、資本、労働力、サービスの自由化、共通農業政策、共通運輸政策、雇用、生活水準向上のための政策、欧州投資銀行設立によって共同体の企業の活力の増大、途上国への援助と協力などをたえず諸矛盾を抱えながら実施してきたのである。

当時EECの統合の性格についての論議をみる。例えばベラ・バラッサの段階論的統合の見解である。

(1) 自由交易圏、ここでは加盟各国間の関税および数量制限は廃止される。しかし非同盟国に対しては各国がおのおのの関税表にもとづいて課税する。(2) 関税同盟、同盟内の商品流通に関する一切の差別表の統一によって特徴づけられる。(3) 共同市場、制限の廃止が交易面のみに止らず、生産諸要素の移動についても実施される統合のより進んだ段階である。(4) 経済同盟、この段階は生産物および生産諸要素の移動に関する制限の廃止と、政策の差異による区別を解消するための各国の経済政策の調整とが組合わされる。(5) 完全な経済統合、この段階は、金融、財政、社会および景気循環対策という諸政策の統一を前提とし、また、その決定が加盟各国を拘束するような超国家権力機構を要求する (B. Balassa, *Theory of Economic Integration*, 1961.)。この統合論は、低次の経済統合から高次の経済統合へ、さらに権力機構の部分的統合を志向する。もちろん

EEC の理念には、意志決定の統一を国家権力全体の統合と考えていない。一方統合の自由主義的考え方は、経済的統合を自由交易の形態のひとつであると受け止めている。自由市場と共同体との対立・矛盾をどう調整するかの論理がない。A. マーシャルは、経済統合と交易および支払いの自由化を同一視する。さらに彼は、交易の自由化、共同体における自由と競争の二重性を指摘する。「不均等発展をとげている諸地域間、あるいは諸国間における交易の自由が、一方における貧困化の、他方における富裕化の二重の累積過程によって不均衡の強化をひき起すという事実、をみななければならない。」(A. Marchal, *L'Europe Solidaire*, 1964.) という。

真の統合は、また諸政府の経済、貨幣、社会などの諸政策を調整するための意識的な努力、最終的には、意思決定の統一実現を可能にするような国際的あるいは超国家的権力の樹立のための意識的な努力を想定している。統合は段階的なものである。もちろんこうした統合の問題認識が EEC を形成しているかは疑問である。だが統合論の理念には市民社会論が欠如しているのではないだろうか。現代市民社会における経済原則としての公平、効率、参加の理念は、あまり重要視されていない。統合された共同体というのは、本来構成員の公平な所得の享受、所得の保障、生活水準の量的・質的向上、参加による連帯性が発揮されなければならない。EEC 結成の論理を究明するにあたって、当時、わたくしはこう指摘した。

「現代における、自由、平等、連帯を基調とした政策が現実にとどのように EEC において展開されているかが問われなければならない。A. マーシャルの問題の提起と整理は、古典的自由貿易主義による連帯、統合の構造主義的展開に終わっている。問題は、EEC 結成が、加盟国の市民の下からの連帯によって、どのように、反独占にもとづく自立と連帯によって統合されているかが問われなければならない」(清水嘉治, 前掲書, 90~91 ページ)

この点、今日、48 年近くたって、フランスにおいて EU 憲法条約が「ノン」にあった理由は、下からの市民のニーズを吸収しなかったからだという。この点、出発点に戻った反省も重要ではないか。

当時の EEC の経済共同体の性格は、6 カ国が、相互にいかん労働生産性を高め、市民の生活水準を向上させるかという点にあった。この点、当時の低い生産力水準から脱皮する 6 カ国の連帯感をみる (CEC, *Memolundum*, 1962.) べきではないか。

b. 共通農業政策の難問

2005 年 10 月 25 日、世界貿易機関 (WTO) の多角的貿易交渉 (ドーハ・ラウンド) において、アメリカ通商代表部 (USTR) のポートマン代表が、農産品の関税削減幅を拡大する EU の新しい譲歩案に対して批判した。EU の新しい提案は、従来平均 25% と試算されていた関税削減率を 46% に拡大するというものであり、途上国側に鉱工業品などでの進展が条件だと注文をつけた。アメリカ側は引き下げ幅が小さいと批判した (*Financial Times*, 29 October, 2005)。このように、今日でも EU の農業政策に対して注文がつけられている。2005 年 11 月 17 日の APEC (アジア太平洋経済協力会議) でも先進国の農業の輸出補助金を 2010 年までに撤廃することで合意して

いる。この点WTOにおけるEUへの協力の狙いもある。EUの原点に戻って農業政策を改めて検討することも、この限りで意味がある。

1969年12月1日、2日の両日、オランダのハーグで開かれたEECの首脳会議は、EEC12年を総括するきわめて意義のある内容だった。その主軸は、共通農業政策、財政・金融、通貨政策、イギリスなどの加盟問題であった。

まず農業政策の問題をみると、この時点で、そしていまも農業は重要な産業である。1958年の農業従事者は、1,750万人であったが、毎年5%ずつ減少し、1973年には、直接農業従事者は900万人になり、共同体の全雇用者数の9.4%にあたる。ちなみに、1972年の統計では西ドイツが7.5%、フランスが12.6%、イタリアが17.5%、ルクセンブルクが9.7%、アイルランドが24.1%、イギリス3.3%、デンマーク9.7%、ベルギー4.1%である(C. E. C., *The Common Agricultural Policy*, 1974, p. 3)

当時、農民人口が年平均50万人も減少したことは、EECの工業人口の増加を意味した。第2次大戦直後のフランス、イタリア、旧東ドイツは、約50%が農業であったが70年代後半、20%程度に減少した。当時EC農家は、「ドイツ工業とフランス農業の取引である」ともいわれた。オランダの元EC委員会副委員長であるS. マンスホルトは、一方で零細農家と中小農家をいかに育成し、他方で中・富農の生活を安定させることを考えた。とくに中農層の生活水準の向上を通じて農業活性化を考えた。

彼の提案をみると、「(1)小麦、大麦、ライ麦、トウモロコシについては、1966年7月(その後1年延期)からEECの単一価格を決め、同時に域内課徴金は全廃する。また域外課徴金はその率を統一する。(2)国内価格の下落によって打撃をうける農家に対しては補助金を与える(E. C., *The Agricultural Policy of the European Community*, 1976, p. 15.)」彼は、硬軟おりまぜた農業政策を効率的に展開したのである。

EC委員会の資料によると、共通農業政策の目標は、こうである。(1)域内の農民の収入を工業労働者と同水準にする。(2)農業市場の安定化をはかる。(3)農業生産の向上をはかる。(4)適正な消費者価格を保証する。したがってEC加盟国優先の政策を選択している。共同体利益優先の統一価格、共同体農業保護のための輸入課徴金政策、農業指導保証基金の創設などである。

これに対して、厳しく批判したのは、アメリカである。ECは、それ自身の消費者を犠牲にして農業政策を発足させた。きわめて高い支持価格を軸とするこの制度は、「他の非加盟国が余剰農産物の供給者である役割をもつことを制限する目的でつくられた」したがって自由貿易の原則に反すると。一方ECの立場を擁護するR. ブロードとR. ジャレットはこういう。「ECの農業を健全な経済・社会の基盤の上にすえ、農民には十分な収入、消費者には合理的な価格、域外の高率な農業には輸入市場の開放、国際農産物市場に対しては相場を下げる余剰品を放出しない、納税者には負担をかけない、などを保証するものでなければならない」(R. Broad & R. J. Garrett, *Community Europe Today*, 1972.)。だからといってECの農業政策は順風満帆ではなかった。ア

アメリカ、域外欧州からの批判は当然であったが、経済共同体内部でも、西ドイツとフランスの農産物価格をめぐる対立があったことは当然であった。だが両国の相互の市場利益配分という点で協力関係をもっている。

全体として70年代後半の共通農業政策の課題は、第1に農業保護政策をどのように定着させるかにあった。経済共同体方式は農業経営者の市場価格を2つの方式で維持してきた。第1は、共同体と域外の境界での可変的課税方針によって輸入食料品価格と域内価格の統一を目指したこと、第2は域内の過剰生産によって価格の下落による損失分を買いあげ、それを域外の市場にさばいて調整を図ってきた。だが、現実的には域内共通価格の水準が、国際価格を上回る水準で決められたので、域外の諸国から批判をうけた。同時に域内の市民からも当然批判がでた。共通価格が国際価格を上回れば、EC国民の税負担が大きくなる。市民は税率アップに反対した。当然である。一方農民は共通価格によって実質所得が向上する。こうして市民と農民との矛盾をどのように調整するかが共通農業政策の課題であり、今日でも、この課題は不変であろう。

次に、ここで70年代の国際通貨危機のもとで、共通農業政策はどのような対応をしたかが問われた。EC各国が為替相場の変動に直面すると、農産物の共通価格の維持が厳しくなる。当時西ドイツマルクが切り上がったとき、農産物価格はEC通貨単位UC（United of Account, 1 UCは金0.88867グラム、約1 UC=1.2ドル）で規制されるから、西ドイツの農民は、農産物価格が実質的に低下すると収入も減る。ところが逆に弱いフランが切り下げられれば、フランスの農産物価格は上がるので、農民の収入は増加する。通貨危機は共通農業政策の妨げとなった。だが、ECの共通農業政策は、難問を克服したように見えたが、今日EUの農業補助金の予算は大きい。こんご、EU農業を全体としてどのように安定化させるかが課題である。EU全体の市民、農民のための総合政策を加盟国のニーズに対応してどのように具体化するかにある。05年のEUの農業政策も原則的に同じ課題ではなからうか。

c 共通通貨政策の課題

今日、ユーロは、ドルと並んで、着実に定着しつつある。ユーロの成立には、何んと20年以上も経過している。この間、EUは、度々世界経済の危機、通貨危機に直面するたびに先進国間の協力的対応と世界経済的対応を示してきた。こんな中で、EUの通貨政策は、先進国のみならず途上国からも評価された。今日ドルに対抗するユーロの機能が安定するようになったのは、その出発点で、ECの通貨同盟の理念が明確であったからだと考える。

1969年12月、ハーグのEC首脳会議はEC通貨同盟を重視した。70年代の最難関のテーマでもあった。それは、70年10月の「ウェルナーレポート」に示された。その中味をみると、こうである。(1) 加盟国通貨は、為替相場の変動なしに同一の為替相場で無制限に相互交換を保証される。あるいは加盟国通貨が単一の共同体通貨にとってかわることが望ましい。(2) 共同体全域を通ずる流動性の創出および通貨・信用政策を集権化する。(3) 域外にたいする通貨政策は共同体の権限に属する。(4) 資本市場にかんする加盟国の政策は統一される。……以下省略するが、

通貨同盟の目的は、加盟国の貿易、為替取引、信用取引、通貨価値の安定を目指すものである。それだけでなく、財政政策の安定、物価政策の安定化と連動する。この時点で EC が共通通貨政策を提案したのは、ドルに対して EC の通貨を作り、安定化を志向したからである。当時、わたくしは、こうまとめた。「域内変動幅の維持のために EC 通貨で介入を意図したのは、ドルの基軸通貨としての性格を失ったことによる共通自衛手段であるというべきであろう。金=ドル体制の崩壊にたいする EC の共通政策の対抗策である」(『現代ヨーロッパ経済論』新評論, 1977年, p. 120)。

当時 EC の通貨同盟の問題は、域内の経済統合を安定化するために欧州各国の通貨の安定と連動させることにあった。1960年代後半におけるユーロダラーをどのようにコントロールするかにあった。国際通貨改革 20カ国会議(経企庁, 『世界経済白書』1971年)でも指摘したように、その問題点を整理すると、①国際収支不均衡を直すやり方と為替レートとの関係を調整する制度をどう作るか、②ドルに代る SDR のあり方、弱体化したドルの「交換制」をどう回復し、過剰ドル残高をどう処理するか、③投機資金やユーロダラー市場規制など資本移動対策をどうするか、④発展途上国と国際通貨制度の問題をどう位置づけるか、⑤ IMF (国際通貨基金) の機構改革のなかで EC 側の主張をどのように主体的に吸収させるかという問題であった。結局 72年7月の拡大蔵相会議で、変動性を避け、固定相場制を原則として調整可能な方針として選択した。

このことは EC 内で、通貨面での統合先行を主張したフランス、ベルギーのマネタリストと経済政策を重視する西ドイツ、オランダ、イタリアなどエコノミストの間での対立がみられた。最終的には、マネタリストの主張が受け入れられ、90年代の EU 通貨統合の理論的基礎を作ったといつてよいであろう。この点はⅢの(2)で考察する。

(3) 1980年代の拡大 EC の問題を考える

a 市場圏拡大の構図の流れ

EU の経済発展の方向性をみると、2000年から05年にかけての対外拡張の基本課題を中欧、東欧、北欧の加盟問題においたことである。それは西欧から全欧への発展として受け止められている。従来の EC・EU の経済発展は、中成長率の原構成国である先進国主体の欧州同盟から低成長の中進国の欧州諸国を吸収することに表現された。それは1980年代初頭と80年代後半に加盟したヨーロッパ後進国といわれたギリシャおよびスペインとポルトガルの事情と加盟の意味を問うことにある。従来 EC は同じ規模の労働生産性を同じ水準の国の共同体によるメリットを利用した。ところが80年代の統合は、先進国と中進国との統合であり、相互に経済的効果をどのように生みだすかを課題にした。だからその課題をどう解くかは今日の EU 拡大の問題に連動する。

ローマ条約第237条の規定をみると次のように書いてある。「ヨーロッパのすべての国は、共同体の構成国となることを要求できる。その要求は理事会宛に行い、理事会は委員会の意見を聴

した後、全会一致の決定を行う。加入の条件及び加入に伴うこの条約の修正は、構成国と申請国との間の協定の対象とする。この協定は、すべての締結国により、それぞれの憲法上の規則に従って批准される」と。この規定では、加盟国の憲法を前提にしている点は注目してよい。EC側は、この規定が大きな役割を果たしていると評価した。したがって58年の6カ国の共同体は、73年にイギリス、デンマーク、アイルランドの3カ国が加盟して9カ国になり、81年には、南欧に及んでギリシャを加え、EC 10^{テン}となり、86年には、イベリア半島にも波及してスペイン、ポルトガルの加盟となり、EC 12^{トウェルブ}となり、95年にはスカンジナビアとアルプスの国々へと拡大し、スウェーデン、フィンランド、オーストリアが加盟し、文字通り15カ国となった。国境を越えた商品、資本、労働力、サービス、情報技術の移出入は活発化し、域内のグローバル化のみならず域外のグローバル化も急速に進んだ。この15カ国のEU拡大は、西欧周辺諸国に対して経済的・社会的刺激のみならず安全保障上の有利性など加盟への魅力を与えた。すでに本論文の当初でも触れたがトルコの新規加盟を申請したのは87年4月であった。その後国内の加盟の条件、EUの加盟条件の未整備などで遅れていることは前述した通りである。キプロスとマルタが1990年7月、94年3月末日にハンガリー、4月5日にポーランドが申請し、2000年12月時点で申請国は13カ国であった。

こうした申請の中で、89年、90年の冷戦の終結、ソ連・東欧の社会主義体制の崩壊はヨーロッパの拡大の中味の変革を迫った。つまり、中・東欧諸国のバルト3国などがEU加盟に積極的になった。

一方EUは、こうした申請の動きに対して加盟に必要な政治的、経済的諸基準を、1993年6月、コペンハーゲン首脳会議で決めているのである。その基準は、①制度に裏付けられた民主主義（議会制民主主義、複数政党制など）が具備していること、②法の支配が確立していること。わたくしなりにいえば社会的・生活維持のための支配的な国家規範が整っているかどうかである。紋切り型に、法学者は「法の支配」というが、たえずわかりやすい表現が大切だ。③基本的人権の尊重ができていないか。④少数民族が保護されているかどうかである。⑤市場経済が機能し、EU域内の競争圧力、市場の力に対処できること、市場経済の進捗度が進んでいるかどうかである。⑥政治的・経済的に、ユーロ参加に適合するEU加盟国としての義務を受け入れる能力があることなどが設定された。法の支配については、加盟に当たって必要な行政上の体制を整備すること、EU加盟国が積み重ねてきた法体系の総体であるアキ・コミュノテール（Acquis Communautaires）を受け入れることを要請することにした。アキ・コミュノテールは、具体的には、加盟申請国が、各種条約、発効した法律、司法裁判所の判断などの総体の審査を受けることである。欧州委員会は加盟申請国に対して31の分野にわたって審査・検討を行ったのである。

2000年12月、仏ニースの首脳会議で、58年のローマ条約、93年のマーストリヒト条約、97年のアムステルダム条約などの点検、修正、改訂を行った。これがニース条約である。改訂した点は、①多数決で決める議題の範囲を拡大する。②閣僚理事会での現行の持ち票を改訂し、加盟

候補国の持ち票も決めた。ただし賛成国の人口の合計が62%に達しない場合は決定できない。

③従来欧州委員会の構成割合は5大国2人, その他の国1人の計20人であった。05年からは各国1人にし加盟国が27カ国になったとき, 上限を26人にする。④先行統合に必要な参加国数を現行の過半数から8カ国に固定する。⑤この条約の見直し交渉を04年から始めるという, 5点である。EUの拡大方針がEU委員会の意思決定方式を含めて決定されたのである。EUは01年2月, フランスのニースのEU首脳会議で10カ国の加盟を予め承諾した。04年5月1日, 従来の15カ国に対して新しく, 旧東欧諸国のポーランド, ハンガリー, チェコ, スロバキア, スロベニアの諸国, バルト3国のエストニア, ラトビア, リトアニアの諸国と地中海にあるキプロス, マルタの2カ国が加わり, 全部で10カ国が04年5月1日に加盟した。ヨーロッパに人口4億8,500万人, GDP総数9兆6,000億ユーロ(1ユーロ=140円, 05.11.5現在)の巨人連合組織が誕生した。アメリカにとっても, 中国, インド, 日本, ロシアにとっても経済力の点で脅威であろう。ちなみに人口でアメリカの1.6倍, 日本の3.7倍, 中国の3分の1に匹敵する。

あえてEU25カ国の全体像を示したのは, 21世紀の世界経済の構造変動の中で, EUをどのように位置づけるかがこんごの重要課題であるからだ。こんご10年間で, 従来の西欧から中欧, 東欧を含んだ全欧の世界政治経済が展開される。いま問題なのは, ヨーロッパの中の先進国, 中進国, そしてバルト3国, 旧東欧の経済発展途上国の間の市場経済の進展, つまり地域グローバルの深化の中で, 経済格差, 所得格差の諸問題をどのように克服していくかが大問題なのだ。この点は終章でも触れるつもりだが, EUの発展史, とりわけ1980年代の拡大ECの問題, とりわけスペイン, ポルトガルの加盟の意味を改めて考察することは政策選択の価値をもっている。それはこんごEU拡大25カ国の経済発展の量と質を分析するうえで, 重要であろう。

b. 1980年代スペイン, ポルトガル加盟の意味を再考する

ECは, 81年1月からNATO(北大西洋条約機構)に復帰したばかりの南ヨーロッパの中進国ギリシャの加盟を承認し, ギリシャの域内への貿易拡大を期待した。ギリシャは, 92年人口約1,000万人, GNP751億600万ドル, 1人当たりGNP7,180ドルで, 2003年にはそれぞれ人口1,100万人, GNP1,730億ドル, 1人当たり, 16,203ドルでかなり増加した。ギリシャは中進国の優等生といわれた。同時に所得格差は拡大している。

86年1月からスペイン, ポルトガルが加盟した。当時ECが12カ国になり, その人口は約3億2,000万人, 面積で226万平方キロメートルである。日本と比べて, 人口比で2.7倍, 面積で6倍に当り, さらに当時のアメリカの人口約2億3,400万人, 面積, 938万平方キロメートルに比べて, 面積は4分の1であるが, 人口は1.4倍である。86年時点でEC12カ国は, 総生産で約3兆ドル, 日本の2倍強, アメリカと肩を並べたのである。問題は労働生産性にある。

ECがスペイン, ポルトガルの加盟によって, アメリカ, 日本と比肩しうる一大市場圏を形成したことを重視したい。もちろん世界経済におけるアメリカの地位は依然として大きい。ただECがアメリカ, 日本と大きく違うところは, 貿易依存度の高さである。EC12カ国の輸出額の

対 GDP (国内総生産) 比率が約 25% を占めるのに対して、日本のそれは 13%、アメリカは 8% にすぎない。EC の域内貿易比重が高く、約 50% を占めるからである。EC は、域内水平分業によって貿易効果をあげているかがわかる。EC が世界市場においても貿易効果の拡大を意図しているかも明らかである。

EC 加盟国のうち 1984 年の統計によると、1 人当りの GNP を高い順に示すと (OECD, *Economic Survey*, 1986), デンマーク (11,400 ドル), 西ドイツ (10,243 ドル), ルクセンブルク (9,745 ドル), フランス (8,251 ドル), オランダ (8,628 ドル), ベルギー (8,022 ドル), イギリス (7,943 ドル), イタリア (6,278 ドル) の 8 カ国は文字通り先進国並みである。当時欧州の経済発展途上国はアイルランド (5,123 ドル), スペイン (4,255 ドル), ギリシャ (3,294 ドル), ポルトガル (2,032 ドル) の 4 カ国である。EC は EC 内の 1 人当り所得格差をどのように克服するかが共通の課題であり、それは 2003 年時点で、1 人当り GDP は、アイルランド (37,637 ドル), スペイン (20,343 ドル), ギリシャ (16,203 ドル), ポルトガル (14,665 ドル) の順で、かなり上昇している。経済発展途上国は、社会保障の充実を目指して、相互に生産性上昇を展開している。EC は、経済発展途上国と先進国との相互の生産性上昇のための競争を通じて、全体として成長率の向上、雇用拡大を展望した一大市場圏の形成を実現している。

したがって EC は、1980 年代後半両国の加盟を市場圏拡大の契機にし、地域経済の充実を図っていったのである。

当時欧州の経済発展途上国であったスペインとポルトガルは、先進国並みの所得水準に迫り着くために 77 年から加盟申請をした。両国とも従来の全体主義的国家体制から近代民主主義体制に移行した直後であり、EC 加盟条件として、民主主義政治体制、基本的人権、法の支配を具備していなければならなかった。もちろん、他方で、EC は、おしなべて 70 年代後半から 80 年代前半まで各国の不況対策に直面し加盟を受け入れる余裕もなかったといわれた。とくにイギリス、西ドイツ、フランス、オランダは、余剰農産物対策に追われていた。スペイン、ポルトガルが加盟して両国の安い農産物が域内に輸入されると、価格が下落し不況に直面するという。こうした域内の農業従事者からの批判が強く、イギリス、西ドイツ、フランス、オランダは、両国の加盟を遅らせたのである。一方 EC が両国に要請したのは、インフラストラクチュアの近代化と生産構造の改革にあった。この点 05 年 25 カ国になった EU 内の旧東欧、バルト 3 国などはインフラストラクチュアの近代化と生産構造の改革、運輸、通信手段、流通構造の改革を必要とする。さらにそのためには、EU の公的資本の導入、民間資本の導入を待ってはじめて可能となる。スペイン、ポルトガルの場合、東欧、バルト 3 国とは違って既存の生産設備、流通構造は、フランス、イギリスなどの公的資本の援助を受けて、最低限の基盤整備をはかってきた。当時 EC 側は、85 年スペイン、ポルトガルにそれぞれ 5 億 5,000 万 ECU の援助を行った。両国は、この資金を自国の中小企業振興のために重点的に配分し、その経済と雇用の安定化を図った。とりわけエネルギー産業、運輸業、森林業、観光業などに対して傾斜配分の融資方式を採用

した結果、両国の内需は拡大し、雇用も安定し、消費力も増加した。この需要・供給の連関波及効果は、農業生産をも増加させ、EUとの分業的役割を果たした。

この両国の加盟によるEC市場政策は、不況の到来の経験から学び、競争社会と協力社会を組入れながら前進するほかなかった。2000年のEUの課題は、80年代のECの難問をどのように克服したかの歴史的教訓を生かすことにあった。

EUは2005年に直面した課題、すなわち対外的には中国、インドとの競争激化、ドルとユーロとの勢力配置の競争、原油高騰との対応関係、一方アフリカ、中東との経済協力、とくに資源の安定的供給、米国、ロシア、日本との協調と対抗関係をどのように克服していくかを問われている。他方、失業問題、移民問題、安い労働力の輸入問題、EU企業の安い労働力地域、とくに東欧、バルト3国への流出、少子・高齢化問題（勤労者の4人に1人が高齢者、20年後には2人に1人ともいわれている）への対応も迫られている。

経済政策論の立場に立って考えれば、EUは欧州の福祉社会を定着させるために、80年代の教訓、すなわち競争社会と協力社会の論理を吸収しつつ前進してほしいものである。だからこそこで両国の加盟問題をあえて取り上げた次第である。

Ⅲ 1990年代～2000年代のEUの経済政策と市民権・ユーロ・景気動向を考える

(1) 改めて90年代のEU政策としてのマーストリヒト条約の主要原理を問う

ここでEU統合の歴史を整理しておく。第1期は6カ国が1958年から69年までのローマ条約に基づいて共同体の共通経済諸政策を定着させ方向づけた時期である。69年12月のオランダのハーグでのEC首脳会議は、6カ国が関税の撤廃、貿易の自由化、資本、労働力、サービスの自由移動などを着実に進めることを実行し、58年ヨーロッパ経済共同体（EEC）の発足から、69年12月までの12年間の経済政策のメリット、デメリットを総括したのである。その主内容は関税同盟の完成、共通農業政策、運輸政策、通貨政策の強化、途上国との経済協力の拡大にあった。完成、強化、拡大がこの時期の政策の特徴であった。67年ヨーロッパ共同体の発足（EEC, EURATOM, ECSCの統合体）を踏えた3つの政策の実行が特徴的である。その連関性の評価はまだ不十分である（拙著『新EC論—ヨーロッパの新構図—』新評論、1993年、を参照されたい）。

第2の時期は1970年から85年のEC統合準備期である。70年10月には通貨同盟を目指した「ウェルナー報告」が議論された。73年イギリス、デンマーク、アイルランドの加盟により拡大ECが成立しEC9カ国へ発展した。非加盟国EFTA6カ国との自由貿易協定を結び、2つの石油危機へ対応した。79年ヨーロッパ通貨制度（EMS）の発足により、貿易、投資、サービスの共通政策に連動して通貨制度を発足させた。それはドル危機、世界不況に対する抵抗措置でもあった。85年、EU内でのパスポート、IDカードの提出なしで自由に人間の通行を認めるシェンゲン協定を結んだ。全体として、通貨協定と市民と企業の自由権の確立の時期ではなかったか。

第3の時期は86年から98年のEU統合発展期である。前項で論評した86年はスペイン、ポ

ルトガルの EC 加盟により、巨大市場圏の発展の出発点に当る。この期の主要な特徴は 87 年単一欧州議定書調印による EC の単一市場確立のため加盟国の政治的協力であり、従来の全会一致方式から特定多数決方式を採用し、通貨、地域、社会、環境、科学技術の 5 つの政策部門の充実を図ったことである。93 年マーストリヒト条約を発行し、EC は EU に発展する。市場統合を前提に、通貨統合、安全保障の原則一致制へと前進する。この点は、あとで分析する。

95 年に福祉国家スウェーデン、フィンランド、中立国家オーストリアが加盟した。97 年 6 月アムステルダム条約が成立した。マーストリヒト条約の批准段階でデンマークは国民投票で否決し、条約の見直し論が浮上した。政府間交渉の結果新しい EU 条約としてアムステルダム条約が結ばれた。①シェンゲン協定を条約に組み入れた。②社会憲章を付属文書から条約本文に組み入れ、不参加だったイギリスも参加した。その他西欧同盟を強化する。共通安保・外交政策を強化することなどが付加された。この点は次の章でも触れる。

第 4 の時期が 1999 年から 2005 年のヨーロッパ 25 カ国の統合拡大期である。

1999 年 1 月から EU の通貨加盟国は単一通貨ユーロを採用した。ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、ポルトガル、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、アイルランド、オーストリア、フィンランドの 11 カ国で発足した。2001 年ギリシャも参加した。ユーロは国際金融市場、貿易取引でドルに対して対抗と協力関係をもつようになった。イギリス、スウェーデン、デンマークは参加しなかった。2000 年 12 月、ニース条約で、58 年のローマ条約、93 年のマーストリヒト条約、99 年のアムステルダム条約を改訂した。多数決で決める議題の範囲を拡大し、閣僚理事会での持ち票を公平化したことなどを決めた。03 年に発効した。02 年、ユーロが一般通貨として流通を開始し市民の日常生活に流通した。04 年 5 月 1 日から前に触れたように新たにポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニアの東欧諸国、エストニア、ラトビア、リトアニアのバルト 3 国そして地中海のキプロスとマルタの計 10 カ国が加盟し、25 カ国の拡大 EU の時代を迎えた。この時期には、旧社会主義国のブルガリア（共に 07 年加盟見込み）とトルコが加盟交渉の対象になった。このトルコ加盟問題についてはすでに論評した。EU 委員会は、加盟基準を 93 年の「コペンハーゲン基準」に基づいている。①民主主義、法の支配、人権と少数民族の尊重、②市場経済国、③マーストリヒト条約による三面統合（政治経済・通貨・社会憲章）を受け入れることを決めたのである。

04 年 6 月、ブリュッセルで EU 憲法条約を採択した。その主要な中味は任期 2 年半の大統領制、EU 外務大臣制を創設し、閣僚理事会の可決は 55% の賛成を必要とし、さらに賛成国の人口が EU 総人口の 65% 以上を必要とするというものであった。さらに 100 万人以上の市民要求があれば欧州委員会へ法案を提出可能としている。この 100 万人以上の市民要求は厳しい。大組織でないと 100 万人以上の署名を集めることはできないからである。この方式は果して民主主義か。

05 年 5 月、6 月、フランスとオランダは EU 憲法の国民投票の結果「ノン」であった。こんご

どうするかが課題である。市民不在ではないかという批判が強まった。この点は本論のIで述べた。

EUは域内拡大市場圏の確立とそれに伴う加盟国の利害関係の調整、とくに資本、企業、サービスの域内移動による労働力の移動、移民の増大、民族問題の群生、賃金格差の拡大、雇用の不安定、失業者増などが問われている。社会学的にいえば、EU市場圏の広域化は、一方における集権化と他方における分権化の発展であり、この矛盾した側面をどう調整するか政策担当者は問われる。

こうした傾向が表面化したのは90年代である。EU当局者がいう「国境なき欧州」の具体化であり、その根元は単一市場化の拡大と深化にあったというべきであろう。それは共通市場の確立とそれを通貨の面で保障したのが欧州共通通貨同盟であった。91年末のマーストリヒトのEC首脳会議で、従来のローマ条約の限界を認識し、改訂に合意した。93年発行したマーストリヒト条約の基本構造を作ったのである。新条約の基本原理は平和、民主主義、人権、法の支配を前提に、加盟国が経済共同体より一歩前進し、幅広い欧州連合(European Union)を形成し、従来の経済統合、通貨統合、さらに外交・安保の共通政策を打ち出した。もちろん通貨統合は、明確な通貨同盟→欧州単一通貨制度の確立を目指す条約であった。

ただここでイラク戦争について触れる。米英の武力行使に対してスペイン(当時の保守政権)が賛成したが、フランス、ドイツは反対した。EU加盟国内部が外交・安保政策で対立した。このことは、その後の独仏と英国との外交・安保政策における微妙な対立をみせた。今後、もう一度マーストリヒト条約に戻って域内の安保だけでなく、対外的にもフランス、ドイツ、イギリス、スペイン、オランダなど、共通の安保政策を実現すべきであろう。なお、スペインは04年3月15日の総選挙の結果社会労働党が勝利し、党首サパテロが首相になり、5月末選挙公約通り、イラクから1400人の軍隊全員を撤退させた。

(2) マーストリヒト条約とEU市民権

マーストリヒト条約の原理を考察するまえに、欧州市民権または連合市民権(Citizenship of the Union)の導入を吟味する。同条約8条(現在改訂し17条)で連合市民権を明示した。「EU加盟国の国籍をもつすべての人は、連合の市民となり、連合の市民はこの条約によって附与された権利を享受し、かつそれによって課せられた義務を負う」そのために加盟国市民に次のような権利を与えている。

- (1) 自分の国以外の加盟国に居住する市民は、居住国の地方自治体選挙で投票し、立候補もできる。また居住国で欧州議会議員選挙で投票し、立候補できる。ただし加盟各国は、それぞれの国の主体性に基づいて適用除外事項を規定できるし、また市民は、居住先で投票できる。立候補する場合は自国での選挙に参加できない、つまり二重投票は禁止している。
- (2) 居住国に自国の代表部が設置されていない場合、他の加盟国の大使館または領事館から

保護を受けることができる。

(3) 連合市民は欧州議会への請願権、またオンブズマンに請願することができる。

ここで欧州連合市民権とは何かを検討する、加盟国の市民は、原則として加盟国内において自由に選挙権、被選挙権をもつことができる。市民の意思を政治に反映させる権利を認めたという点である。だが、市民のニーズは基本的には、生命、生存権、養育権、人格権、教育権、労働権、生活権、人権、平等権、完全雇用権が保証されるシステムをどう作るかという問題認識をもってほしい。市民の自主的参加権を平等に保証する権利も認めるべきではないか。選挙権を通じて市民の意思を自国だけでなく加盟国共通に認めた点では前進していると思う。

人の自由移動については、ローマ条約の48条で、労働者の域内の自由移動を保証し、雇用、賃金その他の労働条件で差別してはならないと規定はしているが、実施については各加盟国の意思に委ねていた。マーストリヒト条約では、その実施については、閣僚理事会の意思に合わせた。環境政策、消費者保護、社会政策、所得の再分配などについてはそれぞれの加盟国が独自の基準を設けることを妨げないとしている。

こうして加盟国の独自性をもたせたことで、市民権のニーズを優先させた。97年10月に調印されたアムステルダム条約の17条では、連合市民権を補完的なものとして位置づけている。

なぜ市民権は後退したか。92年6月2日、デンマークの有権者が、国民投票で否決した。この事態への反省にあった。

問題はEU首脳部は、加盟国の現場の市民のEUへの関心度をきくべきだった。01年のアイルランドでも、ニース条約の批准を拒否した。その原因については、市民はEU首脳部や官僚が、市民の意思、参加を無視しているからだといわれた。アイルランド政府は、市民へのEUのシステム、EUの市民権のあり方などのPR活動を活発に行い、02年10月19日の投票で批准承認した。このあと03年2月1日、ニース条約はやっと発効した。欧州市民は連合市民権を市民の自治権、参加権、人権、自立と連帯の擁護の立場に立って監視すべきであろう。EUの首脳部およびブリュッセルのEU官僚は、反市民権的官僚主義を捨てて、たえず現場主義の立場に立ってEUの諸条約を実質的に活かしていくべきであろう。とくにブリュッセルのEU官僚の体質を変えていくことが重要である。

わたくしは、『新EU論』（石井伸一との共著、新評論、2001年）で、こう整理したと思う。それはデンマークの市民が、欧州連合条約を拒否したときの中味を反省して受け止めるべきだと書いた。

第1点はEU官僚は小国の市民の意見を謙虚にきいたかどうか。第2点は安全保障について、デンマークの立場を理解していたかどうか。第3点は、中小企業の経営の安全性を考慮してきたか。第4点は、デンマークの独自の社会保障制度を最大限に尊重してきたかどうか。第5点はそれぞれの国の独自性を尊重しながら、EUの共通政策を錬りあげてきたかどうかなどである。これらの課題はこんごも問われる。

マーストリヒト条約に対しては、デンマークの国民が、批准を拒否し、ニース条約については、アイルランドの国民が批准を否決した。これらのことについてEU当局は、どれだけ厳しく反省したのか改めて問われる。それは、2005年5月末、EU憲法条約について、フランスの国民が批准を拒否し、同じくオランダの国民が6月批准を拒否した。このことは、EU当局が、前述した加盟国の市民のニーズを本当に吸収していたのかどうか問われる。EU当局はマーストリヒト条約、アムステルダム条約、ニース条約の理念を加盟国の共通の市民の財産にしていたのだろうか。こんごの課題である。なお、06年1月9日、EU議長国オーストリアのシュッセル首相はEU憲法条約について「欧州の未来について真の議論を始めたい」と述べ、6月の首脳会議で「成果を出したい」という (*Financial Times*, 10 January, 2006)。それを注目したい。

(3) EUの地域格差是正政策の論理

—05年EUの予算の構造を含めて考える—

2005年EU 25カ国になったEUの最大の問題は、こんご旧加盟国15カ国と新加盟国10カ国との所得格差をどのように克服していくのかにある。あえてここで03年の25カ国の1人当り国民総所得をみると、ルクセンブルグが4万1,770ドルで第1位、2位がデンマークの3万1,090ドル、以下スウェーデン2万5,400ドル、イギリス2万4,230ドル、オランダ2万4,040ドル、フィンランド2万3,940ドル、オーストリア2万3,940ドル、ドイツ2万3,700ドル、ベルギー2万3,340ドル、アイルランド2万3,060ドル、フランスの2万2,690ドル、さらにイタリア1万9,470ドル、スペインの1万4,860ドル、ギリシャ1万1,780ドル、ポルトガル1万670ドルである。ところが新しく加盟した国のそれは、1万ドル以下である。キプロス9,900ドル、スロベニア9,780ドル、マルタ9,120ドル、チェコ5,270ドル、ハンガリー4,800ドル、ポーランド4,240ドル、エストニア3,810ドル、スロバキア3,700ドル、リトアニア3,270ドル、ラトビア3,260ドルの順である。新しく加盟した東欧5カ国、バルト3カ国、地中海の2カ国の所得水準は低い。

一方EU委員会が2002年のEU 25カ国の地域別1人当たりGDPの格差を購売力基準で示した統計によると (EU 25カ国の平均を100とした場合)、最も高いインナー・ロンドン (ロンドン中心部) で315%、最も低いポーランドのルベルスキエで32%であり、10倍の格差である。経済の集中度と分散度の極端な格差を示しているといつてよいであろう。

EUは、地域別統計作成用に加盟25カ国を254の地域に分類している。そのトップのロンドンの次にブリッセル首都圏 (ベルギー) が234%、ルクセンブルグが213%、ハンブルク (ドイツ) 188%、イル・ド・フランス (フランス) 176%、ウィーン (オーストリア) 174%、バークシャー、バッキンガムシャー&オックスフォードシャー (英国) 162%と続き、平均値の125%以上に達しているのは全体の7分の1の37地域に上る。ところが下位地域にはルベルスキエ県 (ポーランド) 32%、ポドカルパツキ県 (ポーランド) 33%、が名を連ねている。1人当りのGDP

が低い地域は、最下位より5番目までが、すべてポーランド国内にあった。EU平均値の75%未満59%地域は、ポーランドに16地域、チェコに7、ハンガリーとドイツに各6、ギリシャに5、イタリアとポルトガルに各4、スロヴァキアに3、スペインに2、ベルギーと英国に各1存在し、またエストニア、ラトヴィア、リトアニアとマルタがこの区分に入っている。旧加盟国中で、一番低い位置に分類された地域はギリシャであった。

こうした地域格差をどのように解決していくかは、各国の政策担当者の課題だけでなく地域格差を制度的に解消する地域の行政当局と経営者、市民の課題でもある。その場合スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランドがEUと協力した政策は参考になる。これらいずれの国も、その成長は早い。東欧などの国々はこの教訓から学ぶべきである。新加盟国は先輩国EU15カ国と市場圏を共有し、投資を受け入れ、安い労働力と技術を結合させて、労働生産性を向上させることにある。つまり労働生産性の向上と環境保全を両立した企業活動を発展させ、雇用拡大を図って持続的成長をはかることにある。とくに産業経営と農業の生産性を高めることが当面の課題である。EUはこの分野への公的経済援助と経済協力を進めていくであろう。とくにEU内の経済格差解消を図っていくことはマーストリヒト条約の理念であった。同時にそれは21世紀への見通しをもった課題であったと思う。

1980年代後半、当時ヨーロッパの中進国または経済発展途上国であったスペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランドは、格差是正のための結束 (Cohesion) を要求した。これに対して93年、EUが結束基金を予算化した。結束基金は、いうまでもなく構造的に脆弱な地域を活性化するために設置され、これらの国々も、その経済援助資金と農業補助費を労働生産性向上のために活用したのである。もちろん、欧州結束基金は、とくに輸送および環境の分野で取り組んだプロジェクトに対しても投入する方針を決めている。マーストリヒト条約の104条c項 (財政赤字) に規定されている経済収れん (convergence) という目的を達成するために必要なマクロ経済のプログラムを進めている加盟国に関しては、基金の割当は条件付きで、この基金を活用している。その成果は総体的にあがっている。

従来地域格差是正の基金は、EU加盟国民1人当りのGNPがEU平均の90%以下の加盟国に対して、欧州連合条約の104条c項にある経済収れんの条件を満たすためのプログラムをもった国に対して配分した。それは環境プロジェクトと輸送システムを確立するヨーロッパ横断ネットワーク・プロジェクトへの財政援助にあった。これまでのEUレポートでは1993~99年までの期間に150億ECUを計上して、スペイン、ギリシャ、ポルトガル、アイルランドに対する配分を重視した。この点、長期的にみて、一応の成果があがり、今日の労働生産性の向上と環境保全に間接的に役立っていたのではないか。

2005年新規加盟国 (中東欧5カ国、バルト3カ国、地中海2カ国) の農業は、平均国内生産の7%で、農業人口が22%を占める。EUは、農業生産性の向上と、工業への労働移動のために、間接的に農業補助金、産業振興のための資金協力をし、これらの国は、土地の私有化=市場化を進

め、農業生産も漸次向上しているといわれている (EBRD, Transition report 02, *Agriculture and rural transition*, p. 86)。こんごに注日したい。

一方、域内格差是正の問題は、各国間の経済的、社会的格差だけではなく、一国内での地域格差是正も含んでいる。条約 130 条の a 項ではこういつている。「欧州共同体は全体の調和の取れた発展を進めるため、経済的同等化 (格差是正) を強めるように、その行動を発展し続ける。とくに様々な地域間の発展レベルの格差を是正し、農村地域を含む経済的に恵まれない地域の後進性を克服する」と。この格差是正のための地域開発基金、および欧州投資銀行 (EIB) などの関係金融機関の活動を通じてこれらの目的を達成できるとしている。例えば 2005 年の EU 予算の歳出の中で域内の地域格差是正を目的とした構造政策に予算の 30.5% を支出し、雇用、産業、エネルギーなどの分野の域内政策には予算の 7.5% を支出している。04 年においても基本的に同じ規模で組み、かなりの効果をあげているといわれる。

ところでここで、EU の拡大と 05 年の予算問題にふれておく。EU は各加盟国の予算とは別に独自に予算をもっている。2005 年の予算額 (支出ベース) は 1,063 億ユーロ (約 14.4 兆円) である。(EU の予算規模を日本と比べると、日本政府の一般会計予算が日本の国内総生産 [GDP] の 17.0% [05.4~06.3] であるのに対し、EU の予算は EU の GDP の 1.0% にすぎない) EU の予算には原則として赤字をださせないルールがある。

EU 予算の形成過程は、欧州委員会、欧州議会、EU 理事会、欧州司法裁判所、欧州会計監査院などの EU の各機関が作った歳出要求を欧州委員会がまとめて EU 理事会に提出し、理事会は予算案を作成し、理事会と EU 議会で議論し承認をえて決定される。EU 議会の政党勢力 (2004 年選挙における院内会派の獲得議席) は、欧州人民党 268, 欧州社会党 200, 欧州自由民主同盟 88, 緑の党・欧州自由同盟 42, 欧州統一左派と北欧緑党左派 41, 独立民主主義グループ 37, 欧州諸国民民主連合 UNE 27, 無所属 29 の合計 732 議席であり、予算承認数 366 以上の議席で承認される。欧州人民党、欧州社会党が合意すれば決定できるという。もちろん選挙民と議会との関係、欧州議会選挙のあり方、加盟国の国内選挙、欧州議会選挙との関係、選挙民の意識は高いのかどうかなどの問題点がある。

問題を進める。EU 予算は 80 年代に入って、共通農業政策 (CAP)、地域振興政策における歳出が増大し、スペイン、ポルトガルなどへの援助だけでなく、フランス、イギリスなどの農業補助金もかなり高い。

EU は 80 年代不況期に直面し、イギリス、フランス、オランダ、西ドイツなども低成長に耐えてきた。したがって EU の財政収入もあまり良くなかった。1988 年、財政規律を回復し、中期的な歳入、歳出の「5 カ年財政展望」を策定し、いかに EU の政策と連関させるかを明らかにした。今日の「財政展望」は「アジェンダ 2000」に対応して 2000 年から 2006 年の 7 年間の政策を踏えて作成したものである。「アジェンダ 2000」は第 1 に EU 拡大に対処して、持続可能な成長と雇用の創出を実現し、市民生活水準の改善を図るため EU 政策を強化・改善すること、第

2には、EU拡大に向けた交渉を進めるため、加盟申請国を支援すること、第3に拡大に備えた財政改革を図り、EUの予算規模を加盟各国の国内総生産（GDP）の合計額の1.27%を上限とした規模に抑えつつ拡大資金を捻出することとしている。「アジェンダ2000」は中・東欧諸国のEU加盟への支援と拡大策の歳出に対処するものであった。だから05年（14.4兆円）の新加盟への交付1.2%、加盟前戦略3.1%、行政運営費6.0%、対外政策費5.2%、域内政策費7.5%、域内構造政策費30.5%、前に触れた共通農業政策に46.1%を支出している。この点、英仏の対立は今日も続いている。

一方EUの歳入をみると（05年）、GNI（国民総所得）の一定割合の拠出73.0%、VAT（value added tax=付加価値税）の課税標準の一定割合14.4%、農産物の輸入関税・砂糖課徴金1.5%、鉱工業品の輸入関税10.1%、繰越金およびその他の歳入1.0%となっており、GNIの一定割合（約17.5%）の拠出が大きい。

欧州委員会は、所管機関別にみると98%を動かしている。05年4月に、「アジェンダ2000」以降の「中期財政展望」として2013年までの7年間の「展望」をEU理事会に提出した。いうまでもなく「新しい展望」は、EUの持続的成長と競争力の強化、企業間相互の競争、経営の自己革新、投資の効率性、技術革新を含むものと考えべきだろう。さらに、自由と安全の分野における「欧州市民権」の実現、世界におけるEUの役割強化を優先政策にしている（Where Does the Money for EU Budget come from and How is it Used?, *europe*, Autumn 2005, p. 23）。

05年6月16日から開かれたEU首脳会議で、EUの中期財政計画（EU予算07～13年）が議論された。欧州委員会の予算案は、07年から7年間で1兆260億ユーロ（約136兆円）。これは年平均で域内GNI（国民総所得）の1.24%にあたる。この分担金の負担が重い国は、高所得国のドイツ、フランス、英国、オランダ、スウェーデン、オーストリアの6カ国で、域内GNIの1%以内に抑えるべきであると主張した。

EU予算問題の基本構図は上述した通りであるが、こんどはこうした高負担国が負担と受益をめぐって議論されたようだ。問題はこうである。EUから英国に還付される「予算払戻金制度」の問題である。73年英国がEC（当時）に加盟する条件として自国の農家への所得保障を要求した。逆に英国のEC加盟に反対していたのは、農家経営者と農民であった。当時、ECはこの農業補助金制度を承認した。ECにとって英国の加盟は、ヨーロッパないし世界に対しても、その経済圏の拡大、一大市場圏の拡大として強いインパクトを与えたからだ。

1984年サッチャー政権のとき、農業補助金が、フランスなどと比べて少額であるのにEU予算から払戻しを受けていた。この払戻し（リベート）は、04年にも46億ユーロ（約6,100億円）に達し払戻された。仏・独は、英国への払戻しを削減すべきだと主張した。スペイン、イタリアも仏・独に同調した。これに対して英国はフランスの国内の農業補助金とくに価格支持政策を止め、予算を削減するならば、考える余地があるという。一方ドイツは「拠出額の増減については公平性を前提に妥協してもよい」という。さらに「合意した予算については見直しはしない」と

述べ、英国をけん制した。これに対して英国のブレア首相は「予算の支出や配分は、公平にすべきだ」という。ただし、いまのEU予算のシステムが続くかぎり、EU拡大で、リベートは増大する。07年以降の予算規模を推定する限り、年間5,000万ユーロを超過する。この点については05年5月までの議長国であるルクセンブルクのユンケル首相は「リベートの額を当面は現状で凍結し、徐々に削減する案を示した」(朝日新聞05.6.15, *Financial Times*, 15 June, 2005)という。結局、12月まで見送ることになった。

こうしたEU予算をめぐる加盟先進国の利害対立はこんごも続くであろう。問題は、予算の決め方については改めて何を基準に、共通政策を定着させればよいかという視点を重視すべきであろう。市民1人当りの将来受益と負担が均衡になり、加盟市民の納得をえることが大切であろう。02年の市民1人当りの受益と負担をみると (EU.Report, 02), 負担超過の国はオランダ185ユーロ, スウェーデン98ユーロ, ドイツ74ユーロ, 英国69ユーロ, ドイツ74ユーロ, 英国69ユーロ, フランス38ユーロ, オーストリア33ユーロであり, 市民1人当りの受益超過国はスペインの226ユーロ, ポルトガルの274ユーロ, ギリシャの325ユーロ, アイルランドの373ユーロである。こうした不均衡を漸次抑制し, EU市民がそれぞれ, 協力と連帯を強化できる予算システムを作ることが大切であろう。

もちろん, 経済の発展は, 不断に不均等である。だが, 負担と受益の均衡を図るEUの経済政策こそ探求されるべきであろう。その基本理念は, 格差是正をどのように進め, 相互に自立と連帯で協力する政策体系を作るべきではなかろうか。EU委員会の問題意識は欧州市民権を守り, 市民1人1人に納得できる政策をねばり強く作っていく姿勢を示すべきではなかろうか。

(4) ユーロ導入と景気変動の問題

a EU通貨統合の理論的前提

いまユーロは, 国際通貨としてドルと競争し, 安定的に流通している。欧州通貨統合は絶えず苦難の歴史的課題を担ってきた。EUの市場統合と通貨統合は車の両輪であり, 市場統合が深化する中で, 通貨統合は必然的実現性として把握されてきた。ECまたはEU加盟国の統合前の通貨は, 各国の主権の性格をもち, それを統合することは, それぞれの通貨発行権を放棄することになるし, 各国民のニーズをどのように吸収し, 統合するかは, 各国の通貨を発行する中央銀行と各国の国家主権の問題をどのように調整するかという厳しい課題に直面してきた。本来国民経済における通貨は, 商品その他の財の価値を示す一般的尺度として機能したり, 流通手段として機能したり, 商品を買ったり, 売ったりする支払手段として機能したり, さらにそれは国境を越えた世界貨幣として機能する。各国経済が貿易や投資を通じて世界市場との関係を深化すればするほど, 一国通貨も, 従来の国家次元から脱皮して, 国際的交換手段として機能をもつようになる。通貨は, 万国に共通する普遍的な人間労働の結晶である。国際価値として機能し, 各国の商品に対する一般的な購買手段として, 国際貿易の差額を決済するための支払手段として機能する。

EUの通貨統合は、加盟国の通貨発行権を放棄し、共通通貨の発行権を行使することを同意して貰うことにある。もちろんその本来的機能を吸収してEUの中央銀行がEUの単一通貨(いまのユーロ)を発行し、EU市場統合の貨幣的安定を保障したことにある。

EU通貨の誕生については、それまでの厳しい歴史があった。それは前にも触れたが、1970年10月の「ウェルナー・レポート」にさかのぼる。その後の世界経済、ヨーロッパ経済の激変を経過して通貨統合への道を歩んできた。1979年を思い出すことで明らかである。同年3月、フランス、イギリス、イタリアなどオイルショックのインパクトから立ち直れずインフレに直面した。当時の西ドイツ、オランダなどは、インフレ抑制に迫られた。当時為替危機から脱却しない限りECの安定はないと判断し、79年「欧州通貨制度(EMS)」を作らざるをえなかった。それは「域内固定為替相場」、「域外変動為替相場制」を採用した。EMSの中に共通の通貨単位エキュ(ECU)を新設し、各国は、自国の通貨価値をECUで示し、各国通貨相互間の中心相場とそこから上下2.25%ずつの幅をもつ相場変動の上下限を計算し、機能させ、域内固定相場のメカニズムを維持することになった。また各国は集中する金ドル準備の見返り基金として中央銀行間の決済手段としてのECUを発行してきた。

こうした方式を含んで運用してきたのが為替相場メカニズム(ERM)であった。80年代に入ってECはERMを機能させ、国際通貨危機の混乱に耐えてきた。だが十分に対応できず、欧州議会は、「欧州通貨制度の強化と完成」について自己批判をした。ECUの流通性、機能性、交換性について欠陥があったことを認めた。これは、きわめて重要であった。85年6月、EC委員会は「域内市場の完成に向けて」の中で、域内の低成長率、過度の農産物価格支持政策、EC企業の競争力の低下、為替相場の不安定性をどのように克服するかにあった。わたくしはこれに賛成した(拙著『新EU論』第3部第1章、新評論、2001年)。同時に厳しい批判的論評もした。

80年代後半、英、独、仏の景気は後退し設備投資も低下し、高失業率をもたらした。その後の加盟国も景気停滞に直面した。もちろん各国の為替相場も不安定であった。どうしてもECは、こうした状況から脱却するためにも、70年代、80年代前の通貨政策を反省し、89年4月、ドロール委員会の報告を待つようになった。とくに経済通貨同盟(EMU)の内容と手順を示し、こんごのヨーロッパ経済・通貨の安定に寄与しようというものであった。その特徴は、①EC12カ国の経済力格差を段階的に均等化し、②通貨統合と経済統合を並行して進める。③加盟各国の経済力の均等化を前提にしつつ、格差縮小のために強い通貨国が弱い通貨国を支援しつつ参加条件を満たした国から出発する。④各国の為替変動幅を段階的に縮小させ、最終的にゼロにして単一通貨に転換し、為替変動幅を縮小していくこと、⑤加盟国の財政赤字を限りなく縮小していくこと、などである。

ドロール報告についての反応は、90年12月の政府間協議(ICG)に反映された。賛成国は、ドイツ、オランダ、ルクセンブルク、フランス、イタリア、ベルギー、デンマークである。英国は反対した。通貨統合は、英国にとって主権(ポンド発行権)に対する介入であり、容認できないと

いう。だが市場統合で十分であると。またイタリア、ベルギー、デンマークは原則的に賛成した。だが実施に当っては段階的に進めるべきであると主張した。スペイン、ポルトガル、アイルランド、ギリシャも賛成した。

EU内の経済力の強弱、為替相場の安定性、財政収支の均衡性、物価の安定性、各中央銀行の信用度などによって受け止め方に違いをみた。英国は、ポンドの歴史、伝統、安定性、独自のドルへの対抗意識、ポンド価値の先進性など、旧帝國的覇権性を主張し、EUの共通通貨に対する独自性を強調したようにみえた。

ICGは、原理的にローマ条約を改正し、92年2月にマーストリヒト条約を承認したのだが、デンマークは当初批准を拒否したが市民の厳しい批判をうけた。それはECの官僚システムへの批判、共通の安全保障のあり方、小国の企業の弱体化、デンマークの福祉水準の低下、小国の通貨の犠牲などをもたらすものではないかというものであった。

その後、議論のあと批准した。93年11月、この条約は発行し、ECは実質的内容をもり込んだEUになったのである (C. E. C. "Green Paper on the Practical Arrangements for the Introduction of the Single Currency," May. 31. 1995. "Paul De Grauwe, The Economics of Monetary Integration, Oxford University Press, 1994, Alternative strategies towards monetary union", *European Economic Review* 39. 1995. p. 483~491.)。加盟15カ国が99年から通貨統合を全会一致で発足させた。

本稿の1の(2)で触れたように、通貨統合への参加は厳しい条件を伴うものであり、加盟国にとって難題であったが、統合によるメリットを受けとめることを重視した。統合は、物価の安定、為替リスクの回避、域内投資の活発化、為替リスクの消滅による経済成長、雇用拡大、企業の銀行支払いの為替マージン、手数料の節約、域内外の利用者の通貨交換の廃止などをもたらすと同時に、加盟国と非加盟国との格差問題、共通通貨後の高生産性と低生産性の格差、富の分配上の格差などの課題が残っている。

EU通貨統合は、理論と実践において問題性をもっているものの、先述した通貨統合の諸条件をふまえて、EU中央銀行が加盟国の物価の安定を軸に通貨政策を定着させる以外に方法はないのではないか。その際の実効的な政策の武器は、従来蓄積してきたEUの共通通貨体制実現のための各国の中央銀行ならびにEU本部(ブリュッセル)のマネタリストの経験と単一通貨体制の具体的政策担当者たちの実践と協力にあったと思う。

b ユーロ導入後の欧州の安定とは

EUの通貨統合の道程は厳しかった。それは世界経済が余りにも激しく、各国の通貨を不安定にしたからである。もちろん、ドイツマルクは強かったが、フランスフランは、相対的に弱かった。通貨統合の条件の中には、前述したように、強い通貨が弱い通貨を助けることを合意していた。ブリュッセルのEU本部の通貨統合担当者も、フランクフルトの欧州中央銀行(ECB)の当局者も、2001年の公式で使用されるユーロの流通をみて、その成功の条件をよく読み取っていた。もちろんECBは加盟国の各中央銀行の意向を吸収し、単一の通貨・金融政策を実施した。

その結果加盟各国の金利政策は統一され、長期金利の各国の格差も縮小した。もちろん02年、表面的なユーロの流通をみる限り安定していた。そのメリットも、第1にコスト削減が順調に進んだこと、第2に価格の透明性によるブランド商品価格も低下し、消費者、企業双方に利益をもたらしたこと、第3に物価の安定による商品取引量が増大し、外国への輸出も増加したこと、第4に雇用の安定傾向を示してきたこと、などが評価された。

さいごの雇用安定化の背景には、その政策努力があったと考えるべきであろう。1999年6月ケルンで、EUの首脳会議で「欧州雇用協定」(European Employment Pact)を採択した。その後各国が雇用問題に力を入れたことによるものと考えられる。雇用協定の特徴はこうであった。第1は、雇用可能性(Employ ability)の向上にあり、職業能力を労働者自身が磨くことのできる制度を作ることである。第2に企業を起こすことを支援する。つまり起業支援(Entrepreneurship)策であり、起業をするものに対する行政手続の簡素化であり、制度的には、法人税負担の軽減、ベンチャーキャピタル市場の拡大政策である。第3は経済的・社会的環境変化への適応能力(adaptability)の強化である。例えば、従来の労働時間、賃金等既存システムを見直し、現実の変化に柔軟に対応してはどうかというものである。第4に雇用機会の平等化(equal opportunity)である。それは世代をこえて就業機会を平等にし、仕事に意欲をもって従事し、明るい社会を作ろうという趣旨である。

この雇用機会の安定・拡大を求めた政策と通貨政策を連動させたのである。

一方、すでに国際複数基軸通貨としてユーロはドルと並んで国際通貨市場で威力を発揮し始めた。ここで国際通貨としてのユーロの比重をみると、ユーロの実力が着実に試められている。国際通貨市場でドルに対してユーロの比重が増加した。国際決済銀行(BIS)によると、01年の新発行債権は、ドル建てが49.1%に対してユーロ建て36.5%、02年にはドル対ユーロは46.9%対36.4%とドルに近づいている。外貨準備高については、01年にはドル67.5%対ユーロ16.4%、03年には64.5%対18.7%とユーロの比重が徐々に上昇しつつある。とくに欧州市場においてユーロの比重がかなり高いのは当然であるが、世界市場でもユーロの外貨準備高の比重を増加させている。いまやユーロは「人間の共同体であり、EUのシンボル」であり、貨幣の国際的交換手段としての機能を拡大し、同時に国際的価値蓄積機能を十分に果している。ECB前副総裁のドイゼンベルクはいう。「政治的・文化的きずなを作り出している」と。ドルに対して活力あるユーロであってほしいという願いが込められている。

たしかにユーロはドルよりも安定しているといわれている。それはEU経済が円滑に成長しているからである。ではユーロはドルとの競争にどう対抗し、欧州経済を活性化しているか。現実には、2000年に入って欧州経済は厳しい。ドイツのIFO経済研究所の景況感指数では、00年100に対して04年95.4に低下し、フランス、イタリアの景気も後退した。欧州経済は00年に実質成長率3.5%に上昇したあと、世界経済の減速とユーロ高の要因で低迷し、03年前半には前期マイナス0.1%になった。EC経済の30%近くを占めるドイツ経済は景気後退に直面した。企

業の設備投資も振わず、雇用不安を増大させ、資本と労働の対立も厳しい状況に追い込まれた。02年、03年とマイナス成長になった。04年は1.7%に持ち直したがEUの平均を下回った。伝統的な自動車、機械など主力企業の輸出競争力はみられたが、雇用不安のため個人消費は3年連続で、前年比マイナスであり、ドイツの地元紙は、大量失業、低成長、財政悪化の三重苦に直面しているという (*Financial Times*, 16 September, 2005.)。

c EUの中でのドイツの主要課題—05年11月の大連立の政策とは

EU統計局によると、04年3月の失業率は、フランス9.4%、ドイツ9.3%、イタリア8.9%と高い。ちなみに米5.6%、日本4.6% (04年5月)である。EU先進国の失業率は高い。ところが、イギリス、アイルランド、フィンランド、デンマークなどの失業率はおしなべて低い。それは景気が安定し設備投資も堅調で中成長率を維持しているからだ。ドイツが最高に厳しい。

ドイツは「アジェンダ2010」政策を打ち出し、当時のシュレーダー首相が先頭に立って、成長促進、社会保障制度の確保、失業手当、年金支給の見直し、税制改革による勤労者の可処分所得増大策などを展開した。

だが05年3月現在、ドイツの失業者は約517万人、失業率は何んと12.5%に達した。EUの平均を約1ポイント上回る。とくに東部地域の失業率が高く、20%以上である。年齢層別にみると、25歳以下の失業率が14%、1年以上の失業者が35%程度いるという。高失業率は、社会問題を生み出す。家庭崩壊、非行も増大している。「生活苦」によって離婚した人は、1990年以後、東ドイツで3倍、旧西ドイツで1.5倍に達した。国民は、05年の9月18日、1年早めた総選挙に期待した。とくに、与党社会民主党と最大野党キリスト教民主・社会同盟 (CDU・CSUの同盟)の社会・経済政策が注目された。

与党のシュレーダー首相は、高雇用コストを軽減すること、年金、医療保険、失業保険など社会保険と所得税を労使で折半するというものであり、この点、労働者、経営者の双方から厳しい批判がでた。当時野党の同盟党首アンゲラ・メルケル (2ヵ月の空白後ドイツ連邦議会、11月22日首相に選出)は、高コストの原因を失業保険料負担金に求め、その削減を主張した。メルケルはその財源を付加価値税に求め、現行の16%から18%に引き上げる。従業員20人を超える企業の職場でも予告なしの解雇を許可し、不況期においても雇用対策を柔軟に対応するというものであった。この政策は労働者・市民から厳しい批判をうけた。

総選挙の結果、与・野党とも、少数政党と連立を組んでも過半数を取れず、最終的にはドイツの不況から脱出するために、合意できる政策を実行するという事で、两大政党が連立し、メルケル党主が首相になり (同盟と社会党の議席差、わずか4議席差で同盟第1党になる)、経済、外交、エネルギー、EU協力を積極的に推進するという。

もちろん、ここで、EUの指導的役割を果たしたシュレーダー前首相の功績に触れる。例えば、脱原発政策、風力による再生エネルギー導入を進め、現在、風力発電量は90年の約200倍に増加、再生可能エネルギーは総発電量の約8%を占めている。いかに環境保全を優先したかがわ

かる。

外交ではいうまでもなく、旧ユーゴスラビア・コソボの平和維持のため、軍隊を派遣およびアフガニスタンでのテロ活動抑制への派遣で、ドイツの国連安保、地域安保への協力は評価された。さらに03年3月米英主導のイラク戦争にフランス、中国、ロシアと協力して、反対した。さらに国内では、ナチスドイツの歴史の清算、99年、中・東欧に存在した強制労働被害者への補償基金の設立、04~05年にかけて、仏ノルマンディー上陸、ワルシャワ蜂起、旧ソ連の対独戦勝の各60周年記念に出席し平和の重要性を全欧と世界に訴えた。EUにおいてもフランス、オランダ、スペイン、その他と協力し、EU憲法条約を承認した。フランス、オランダは、批准を拒否したが、ドイツは承認した。

だがEUの重要な一角を担っているドイツは、国内的には、大きな政治的、経済的変動に直面した。とくに前述したドイツの選挙の結果は、05年11月11日、キリスト教民主・社会同盟(CDU・CSU、同盟)と社会民主党が「大連立」政権を組み、4週間の政策交渉の結果、連立協定に合意した(Welt, November 11, 2005, *Financial Times*, 11 November, 2005)。その後1960年代後半以来約40年ぶりに「大連立」が発足した。東独出身のアンゲラ・メルケル女史(CDU党首)を首相に選出した。

なぜ両党が共同歩調を取ったかの理由は「財政再建」を何よりも優先したからだという。

国民はかなり批判していたが、連立協定の骨子をみると、①07年から付加価値税を16%から19%に引き上げる。②高所得者層の所得税率を07年から42%を45%にする。③現行65歳の年金開始年齢を、12年から段階的に引き上げ、35年に67歳とする。④健康保険改革と介護保険改革は06年に先送りする。⑤解雇自由な試用期間を現行半年から2年間延長する。⑥原子力発電所の段階的廃止の方針を維持する。⑦トルコのEU加盟交渉は継続するが、必ずしも加盟を認めるものではない。⑧米国との関係改善を図る、というものである。

こうして主な政策の一致点を見ると、両者の厳しい緊張関係の「結論」のように受け止めることができる。「大連立は経済と社会福祉などの危機を克服し、改善する真のチャンス」とメルケル党首はいう。反対の意見も覚悟したうえで、社民党のミュンテフェリンク党首は「討議の過程で多くの妥協をしないかぎり、前進がない」と。財政赤字はGDP比3%以上になることは確実で、そうなるとECBから批判される。財政安定協定によると、GDP3%を超えた場合、GDP比0.5%の範囲内で、EUが制裁金を課し、無利子で積み立てて、2年以内に赤字が減らないときは没収され、EUの財源の一部にするという違反の可能性がでてきた。だから07年までに350億から400億ユーロの赤字削減で合意したという。これが付加価値税の引き上げであり、同時に高所得者層の所得税を引き上げたり、原子力発電所廃止の方針を継続することにしたのではなからうか。

もちろん、こんご大連立が国民に対してどのように協力を要請していくか、また反対派の意見をどのように吸収していくかが問われる。トルコのEU加盟についても、EUの結論を踏まえ、

交渉の継続で、意見の一致をみたようである。さらにアメリカのイラク政策、とくに戦争に反対して、米国とドイツの外交関係は一時緊張したが、メルケル女史が、外交・経済の面でアメリカとの協調姿勢を打出した点についてミュンテフェリンク社民党々首は、理解を示したようである。だがこの党首は、11月15日党大会で辞職し、新しく東独出身のM・ブラツェクが党首になった (*Financial Times*, 23 November, 2005)。だがこんご両党の現場党员、市民はこの増税案に反対するであろう。一方自動車大手の会社は増税で消費低下を懸念している。他方独労働組合連盟の幹部は「景気と雇用に破壊的ダメージを与える」 (*Welt*, November 12, 2005) とドイツ世論調査機関 *Forsa* は報道した。同じく報道によると、連立協定を「公約違反」であるという声が63%もあったという。ともあれEUのドイツは、財政再建と国民生活の安定にある。

再度EUを構成する有力メンバーは、2002~2004年の間、国内の財政赤字に苦慮している。ドイツだけではない、フランス、イタリア、オランダも、共通に厳しい。これらの国は、社会保障費確保のため、公共支出増などで、財政赤字に直面し、EUの財政安定協定の基準3%を突破し、EU委員会から法的制裁を受けている。05年末の報告によると、イギリスもこの基準を破ったという。

05年の後半になって世界の景気は漸次上昇傾向をみせた。05年EU統計局は11月15日、05年7~9月の域内総生産(GDP)の速報をみると (*Welt*, November 16, 2005, *Financial Times*, 16 November, 2005) ユーロ圏12カ国の実質成長率は前期比0.6%上昇となった。これを年率換算すると、約2.4%の中成長で、EU圏としては、低成長から脱却したといえるかもしれない。もちろんアイルランド、フィンランド、スペインなどはすでに中成長であった。EU統計局は、景気回復が鮮明になったと発表している。

EUの統計局によると、経済規模が最も大きなドイツが、02~04年と低成長で、労・使とも、政府批判をみせていたが、05年の後半、前期比0.6%と予想外の伸びを示した。この点は、シュレーダー前首相が、05年以降、回復するといったことが当たっていた。ドイツは、中国、域内などへの輸出を増大させた。国内的には、EU全体で製造業受注が前期比4.7%増、したがって設備投資も順調に伸びている。フランスは0.7%、スペインは0.8%と高水準を維持した。

一方ユーロ圏では個人消費が低調だったが9月以降回復した。それは9月の失業率が8月より、1%改善したことによるといっている (*Financial Times*, 16 November, 2005)。一方、ユーロ圏の物価上昇率は、02年2.3%、03年2.1%、04年2.1%であり、05年は2.5%の可能性がある。05年9月2.6%、10月2.5%の上昇率である。景気回復基調が鮮明になると、ECBは、政策金利年2%を守る立場にある。強い警戒感をもつであろう。

こんごEU委員会は、ECBに物価安定を求める可能性がある。もちろんECBは厳しい独自の判断で対応するであろう。

EUは、各国の財政収支が安定しEUの財政安定協定を守ることを求めている。ECBも、物価安定政策を徹底していくであろう。EUは、成長、雇用、物価、福祉、環境の諸政策を連動させ

市民生活の安全を求めていくであろう。EUは、市民のための視点に立って政策実行へ向って前進してほしい。（注1）

V. こんごの課題を克服するために—EUと「近隣諸国政策」そして市民—

以上、激動するEUの政策課題を多面的に述べた。EUは多くの民族と文化の共有、共存の合成体であり、民主（Demos）の深化と人権の無限の尊重、普遍的で自発的、自立的に創る人間同士の約束ごと、つまりルール of 支配、市民法の支配の共同体でなければならない。単純な「法の支配」の言葉で片づけてはならない。以下あえて現実を踏えて理念的な政策提言をしたい。一部エリートが統治するEUではなく働く市民の、経営する市民の、内発的な声を吸収するEUであるべきだ。欧州議員、欧州委員会委員、EU官僚たちだけと思われているEUではなく、市民の問題提起を受けとめ、行動する議員、委員、官僚からなるEUであってほしい。エリートのEUから市民のEUであってほしい。EUは欧州憲法条約前文にある理念を日常的に生かすEUエリートであってほしい。市民と一体となったEUであってほしい。

前文にはこうある。「欧州には、自由、民主主義、平等、法の支配といった人類の普遍的価値の源泉となった文化的、宗教的・人道的遺産がある」この遺産を正しく継承していくEUの市民であり、官僚であり、議員であってほしい。ともに知的緊張関係を共有し、新しい各国の個性を踏えた創造的共同作品としてのEUを作ってほしい。

「過去の苦い経験を経て再統合した欧州の進むべき道は、弱者や貧者を含むすべての居住者の幸福のための文明、進歩、繁栄にあり、文化、学問、社会発展に対して開かれた大陸であり続けることを求め、民主性と透明性を高めるとともに平和と正義と連帯を世界全体に広める努力を行うことを望む」（前文）。この理念を理念としてとどめるのではなく、各加盟国、EU官僚（行政）、議員、市民が対等に共有し、日常的に具現化していくことにある。

この点EUは、05年5月に10カ国を迎え25カ国体制へ発展し、民主、連帯、近代化、法の支配、人権尊重などを徹底していくことを表明した。07年には、旧社会主義国であったブルガリアとルーマニアのEC加盟も予定され、将来的には、いま加盟条件をひとつひとつクリアしつつあるクロアチアとトルコの加盟（問題点は、本論文Iの（4）で展開）も視野に入ってきた。平和と正義と連帯をEU加盟国、予定加盟国の周辺にも、対等、平等を条件に拡大しようとする方向性を、わたくしは評価する。それはEUエリートの先導的思考に基づく政策で対応しようとする姿勢では困る。「欧州近隣政策」は、欧州市民と近隣諸国市民との平和・交流・善隣・友好・連帯でなければならない。エリートの「欧州近隣政策」の実行では限界である。

EU 25カ国の形成は、大国であるロシアをはじめ旧社会主義体制のソ連の独立国家共同体の国々との関係を民主的に、友好的に、平和的に発展させるべきであろう。

「対等、平等、平和、民主」の原理を応用していく理念をもってほしい。EUは幹部の方々の無限な市民的姿勢で、平和外交を発展させることにある。

地中海沿岸諸国に対しては、欧州・地中海パートナーシップのもとで、北アフリカ・地中海諸国11カ国およびパレスチナ暫定自治政府と2010年までに自由貿易経済圏を作ることを視野に「対話と協力」を進めてきた。

近隣諸国が主要EU政策とプログラムへの参加の道を開いていくというものである。

もちろん、これらの国が将来EUへ加盟するというのではなく、平和・友好・親善の外交関係を着実に定着させていくことにある。

こうした理念の前提に「欧州近隣政策」の対象国は、アルジェリア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、エジプト、グルジア、イスラエル、ヨルダン、レバノン、リビア、モルドヴァ、モロッコ、シリア、チュニジア、ウクライナの15カ国そしてパレスチナ自治政府となっている。またロシアとは、03年のEU・ロシア首脳会議で合意した4つの共同領域創設を通じて、戦略的パートナーシップの発展を目指している。EUとこれら近隣諸国との協力分野は、政治、経済、安全保障、文化、環境、運輸、IT分野での協力関係をもつという。

EUの「近隣政策」は、前述したように対等、平等、平和、民主、人権、友好の理念のもとに相互に繁栄を図ることであるべきだ。もちろん内政不干渉、相互互恵の外交的理念をもつことは当然のことだ。

さいごになったが、EU憲法条約は改めて本来、各国が承認し、批准を終えて07年から実現する筈だった。ところが本論文Iの(2)で論述したように、フランス、オランダの国民投票で否決された。

問題は、EUの基本政策は従来の共通の条約・協定などを踏えて着実に、問題意識をもちながら、実現されていくであろう。もし、改めて、EU憲法条約が批准を拒否された国々でも改めて国民の間で議論され、深化されて国民投票を行い、批准されれば、EUの理念は、より豊富になり、世界から注目されるであろう。

同条約の第1～10条の連合市民権の中味を改めてエリートと市民が議論してほしい。

EU加盟国のあらゆる市民は、EU市民となる。EU市民権は、国家市民権に追加されるものであって、国家市民権に取って代わるものではない。

連合市民権は、市民1人1人が自立性、自主性、自己統治と相互統治をもって連帯し、本論で問題提起した諸問題を具体化されるべきではなかろうか。

(注1) マルゴット・ヴァルストレム女史(欧州委員会副委員長)はこういう。EUが人々の暮らしに与えているインパクトを市民に認識して貰う。EUは、人々の声に耳を傾けること、さらに「欧州という感覚」を強化し、それによって「欧州という公的空間への関心を呼びよせる」ようにすべきだと。(この点は全く同感である。)そのために3つの目標を設定している。第1は欧州市民との接点を強化すること。第2は人々を相互に接近させる共通の物語りを話し合うこと。第3に市民のインフラを整備することにある(europe winter 05)。この点をどのように具体化してきたかを提示すべきではなかったか。

本文中に掲げた以外の参考文献

- J. Pelkmans, *European Integration, methods and Economic's analyses*, 2001. Pearsen Educatles, 2001.
- A. Benz, *Entflechtung als Folge von Verflchtung Theoretische Überlegungen zur Entwicklung des europäischen Mehrebenensystem*, in Edgar Grande und Markus Tachtenfuchs, 2000.
- E. Bombberg & S. Alexander (eds.), *The European Union : How Dose it Work?* Oxford Un. Press, 2003.
- J. Gillingham, *European Integration, 1950-2000, Superstate or New Market Economy*; Cambridge Un. Press, 2003.
- W. Steven, *Globalization and the European Economy*. Columbia Un. Press, 2001.
- D. Calleo, *Old Bones for New Bodies, France-Germany with Twenty-First Century*, London Palgrave, 2001.
- A. Geddes, *The European Union and British Politics*, 2004.
- Eurostat *Agriculture : Statistical Yearbook*, 1995, 98, 2000.
- Brussels European Council, (21 and 22 January, 02) *Agenda 2000-For a stronger and wider Europe*, 1997.
- European Economy-Commissions Recommendation concerning the third stage of the economic and Monetary Union, 1998.
- Central and Eastern Eurobarometer-public opinion and the European-Union, 1998.
- B. Amable, *The Diversity of Modern Capitalism*, Oxford Un. Press, 2003., ブルーノ・アマール, 山田鋭夫・原田裕治・他訳『五つの資本主義』藤原書店, 2005年。
- European Monetary Institute, *Annau Report*. 1997, 1998, europe, Autumn 2005.
- The Euro Economy, 2004-05.

邦語文献 (原則として最近のものに限定, 順不同)

- 内田勝敏・清水貞俊編『EU 経済論』ミネルヴァ書房, 2001年。
- 田中素香『現代ヨーロッパ経済』有斐閣, 2001年。
- 前田啓一『EU の開発援助政策』御茶の水書房, 2000年。
- 河野健一『ユーロ誕生』毎日新聞社, 1999年。
- 宮島喬・羽場久滉子編『ヨーロッパ統合のゆくえ—民族・地域・国家—』人文書院, 2001年。
- 清水嘉治『世界経済を読む—現状・歴史・理論・政策入門—』新評論, 2002年。
- 田中友義『EU の経済統合』中央経済社, 2001年。
- G. ベルトラン, A. ミシャルスキ, L. ベンク編著, 小久保康之監訳, 小林正英・東野篤子訳『ヨーロッパ 2010』ミネルヴァ書房, 2000年。
- 福島清彦『ヨーロッパ型資本主義』講談社, 2002年。
- 力久昌幸『ユーロとイギリス』木鐸社, 2003年。
- 日本比較政治学会編『EU のなかの国民国家』早稲田大学出版会, 2003年。
- 西川 潤『世界経済入門 3 版』岩波書店, 2004年。
- 堀口健治・福田耕治編『EU 政治経済統合の新展開』早稲田大学出版会, 2004年。
- 田中俊郎監修『ヨーロッパ統合』創元社, 2005年。
- 田中俊郎・庄司克宏『EU と市民』慶應大学出版会, 2005年。
- 小林勝監訳『欧州憲法条約』御茶の水書房, 2005年。
- 辰巳浅嗣『EU—欧州統合の現在』創元社, 2004年。
- T. R. Reid, *The United States of Europe*, 2004, 金子宣子訳, 『「ヨーロッパ合衆国」の正体』新潮社, 2005年。
- 宮島喬『ヨーロッパ市民の誕生』岩波書店, 2005年。
- 吉武信彦『国民投票と欧州統合』勁草書房, 2005年。
- 中村民雄編『EU 研究の新地平』ミネルヴァ書房, 2005年。
- 石井伸一『現代欧州統合論』白桃書房, 2005年。

清水嘉治『現代ヨーロッパ経済論』新評論, 1977年。

清水嘉治・石井伸一『新EU論』新評論, 2001年。

清水嘉治『激動する世界経済』新評論, 2000年。

同上 「激動する欧州政治経済の難問」『神奈川大学評論』43号, 2002年11月。

同上 『新EC論』新評論, 1993年。

吉武信彦『国民投票と欧州統合』勁草書房, 2005年。

庄司克宏「欧州憲法条約とEU」『世界』2005年2月号。

清水嘉治「EU通貨統合は実現するか」『神奈川大学評論』24号, 1996年7月。

同上 「拡大欧州連合(EU)の史的性格と政策課題」同上48号, 2004年7月。

ユルゲン・ハーバーマス・三島憲一訳「なぜヨーロッパは憲法を必要とするか」『世界』2005年9月号。

坪郷 實「ドイツ総選挙とメルケル大連立政権のゆくえ」『自治総研』2006年1月号。

新聞雑誌

Financial Times, Wall Street Journal, Welt, Independent, New York Times, European Economy, Euromoney, Europeans Studies, Journal of Political Economy, Economist. など

『ユーロトレンド』(JETRO) (日本貿易振興会), 『エコノミスト』(毎日新聞社) 『ダイヤモンド』(ダイヤモンド社) 『世界』(岩波書店), 『論座』(朝日新聞社) など。

日本経済新聞, 朝日新聞, 読売新聞, 毎日新聞の各国際欄。